



重要文化的景観 「田染荘小崎の農村景観」 整備計画

大分県豊後高田市



田染荘小崎の農村景観 整備計画書

目 次

1 整備計画策定の経緯と目的	3
(1) 計画策定までの経緯	3
(2) 重要文化的景観の価値と選定状況	4
(3) 整備計画の背景と目的	6
(4) 整備計画検討の進め方	6
(5) 市の政策における整備計画の位置づけ	8
(6) 土地利用規制	9
(7) 整備計画の見直しの必要性	10
2 重要文化的景観と周辺地域の現状と課題	11
(1) 重要文化的景観選定後の整備	11
(2) 近年の生活・生業の変化と現状	12
(3) 周辺地区等の変化と現状	14
(4) 重要文化的景観の保護・活用のために解決すべき課題	14
(5) 構成要素の状況一覧	15
(6) 景観構成要素（構成要素以外）の状況一覧	22
(7) 構成要素・景観構成要素の状況評価	25
3 整備計画の基本理念と基本方針	26
(1) 整備の基本理念と基本方針	26
4 全体計画及び地域区分計画	27
(1) 全体計画	27
(2) 地域区分計画	28
5 個別整備計画	33
(1) 届出・報告について	33
(2) 構成要素の修理・維持に関する基本方針	33
(3) 早期の対応を要する構成要素の保存	40
(4) 修景に関する計画	42
(5) 整備事業に必要となる調査等に関する計画	43
(6) 管理に関する計画	46
(7) 回遊計画・動線計画	46
(8) 案内板・拠点施設に関する計画	47

(9) 構成要素の活用に関する計画	49
(10) 普及啓発・情報発信に関する計画	51
(11) 次世代の担い手となる人づくりに関する計画	51
(12) 広域的な活用に関する計画	51
6 関連部局との連携による景観保護	53
(1) 景観部局	53
(2) 農政部局	53
(3) 建設部局	54
(4) 観光部局	54
(5) 地域活性化部局	54
(6) 教育部局	55
7 事業計画表	56
8 実施体制	57

1 整備計画策定の経緯と目的

(1) 計画策定までの経緯

豊後高田市田染地域は、中世の荘園の風景を色濃く残す地域として注目されてきた。

昭和 56 年から大分県立風土記の丘歴史民俗資料館（現大分県立歴史博物館）により実施された「荘園村落遺跡調査」は既に眠りについた遺跡（城館跡・屋敷跡をはじめとする遺構）と現に生活と結びついて生きている遺跡（集落・耕地・灌漑体系など）の複合体としての「村落遺跡」の調査として日本ではじめて実施されたものであった。

当調査は日本の農村に未曾有の変容をもたらした圃場整備に対する調査でもあった。大規模な地形の変更・用水や川の付け替えによる歴史的情報の消滅、人間の営みの総体として生きている「農村景観」の消滅、これらに対する危機意識と田染荘の調査の成果は、昭和 53 年の「圃場整備に対する宣言」と共鳴して、全国へと広がっていった。

一方、田染荘の現地の保存については、平成初頭より学術・民間の両側面より検討がはじまったが、当時の文化財保護法で保護しうる範囲（史跡等）によって、農村景観を保存することについては賛否両論があった。田染荘をはじめとする荘園村落遺跡の価値については広く認められるようになったが、史跡指定により景観を保存することについては、生活生業の側面から難航する状況であった。史跡指定の協議は続けられていたが、その一方で圃場整備の話が本格化していった。

平成 10 年になると市長交代を機に田染荘の保護にむけて新展開があった。農水省の事業である「田園空間博物館整備事業」の導入による水田の形状の整備・継承が歴史学者より提案され、平成 11 年になると豊後高田市は大分県との協議の上で田染荘を保存する方向に舵を切った。田園空間博物館整備事業は、水田の形状及び灌漑設備は残したまま、機械化等に対応できる利便性を確保（水路に U 字溝を使用したり、農道を作業車が通れるようにした）するように実施された。同年、田染小崎地区においても「荘園の里推進委員会」を組織し、「荘園領主制（水田オーナー制）」を開始し、「御田植祭」「収穫祭」などのイベントを開催するまでに至っている。

その後、平成 16 年の文化財保護法の改定により、「文化的景観」の概念が取り入れられ、景観法とあわせて「重要文化的景観」の選定がはじまった。豊後高田市では、いち早くその文化的価値を知られた田染小崎地区について、重要文化的景観の選定に向けて、平成 19 年度から平成 22 年度にかけて調査が実施された。「田染荘小崎地区景観保存調査委員会」を組織し、歴史的要素に加え、当該地区を構成する植生・動物・地形・地質・気象などの自然的要素や、建造物調査も実施して、これらが田染荘小崎を構成する要素として極めて重要であることが分かった。

豊後高田市では景観条例を制定していなかったため、「田染荘小崎景観づくり検討会」を立ち上げ、平成 21 年 12 月には豊後高田市田染荘小崎景観づくり条例を制定して、景観法による届出行為などを定め、平成 22 年 1 月には「田染荘小崎景観計画」を制定した。また、田染荘小崎の文化的景観としての価値と、景観計画などによる保存の指針を示した「田染荘小崎の農村景観保存計画」を平成 22 年 1 月に策定した。そして、重要文化的景観に係る要件を満たした範囲について、1 月には選定申出を行い、平成 22 年 8 月 5 日には国の重要文化的景観「田染荘小崎の農村景観」として選定された。

また、国土調査の未実施につき、平成 22 年の申出・選定範囲から外れていた田染荘小崎の「奥」と

呼ばれる地区（堂山・榊淵・空木・小藤）についても、平成 25 年度より追加選定のための調査が開始された。追加選定の範囲について調査（水利体系・里山農業などについて）を実施して文化的景観としての価値付けを確認し、構成要素の取扱いなど景観保存について協議を行った上で、平成 28 年 1 月に『田染荘小崎の農村景観 2 次選定 文化的景観保存計画』を策定した。その後、同年 1 月末に田染荘小崎の「奥」についても条件を整えて選定申出を行った。そして、平成 28 年 10 月 3 日には追加選定がなされ、1 次選定とあわせれば田染小崎の全域及び田染真中の一部（景観計画範囲全域）が選定範囲となり、農村景観としても田染荘小崎に立った時に見える範囲のほぼ全域が選定範囲となった。

計画範囲全域が選定されたことを受け、田染荘小崎の農村景観の重要文化的景観の価値を適切に保存し、未来へ継承していくために、具体的な保存・活用の内容と推進方法を示す計画として『田染荘小崎の農村景観 整備計画（以下、整備計画とする）』を策定する。

（２）重要文化的景観の価値と選定状況

①選定告示の内容

選定告示（平成 22 年 8 月 5 日）

名 称：田染荘小崎の農村景観

所 在 地：田染小崎の一部及び田染真中の一部

選定基準：重要文化的景観選定基準 二（一（一）及び（八））

選定説明文：

大分県国東半島の西部に位置し、中世に遡る宇佐八幡宮の荘園遺跡に起源を持つ農耕・居住に関する良好な文化的景観である。近世から近代にかけて緩やかに進化を遂げた国東半島の農耕・居住の基盤的土地利用形態を示す文化的景観である。

選定面積：92.0ha

選定告示（平成 28 年 10 月 3 日）

名 称：田染荘小崎の農村景観

所 在 地：田染小崎の一部

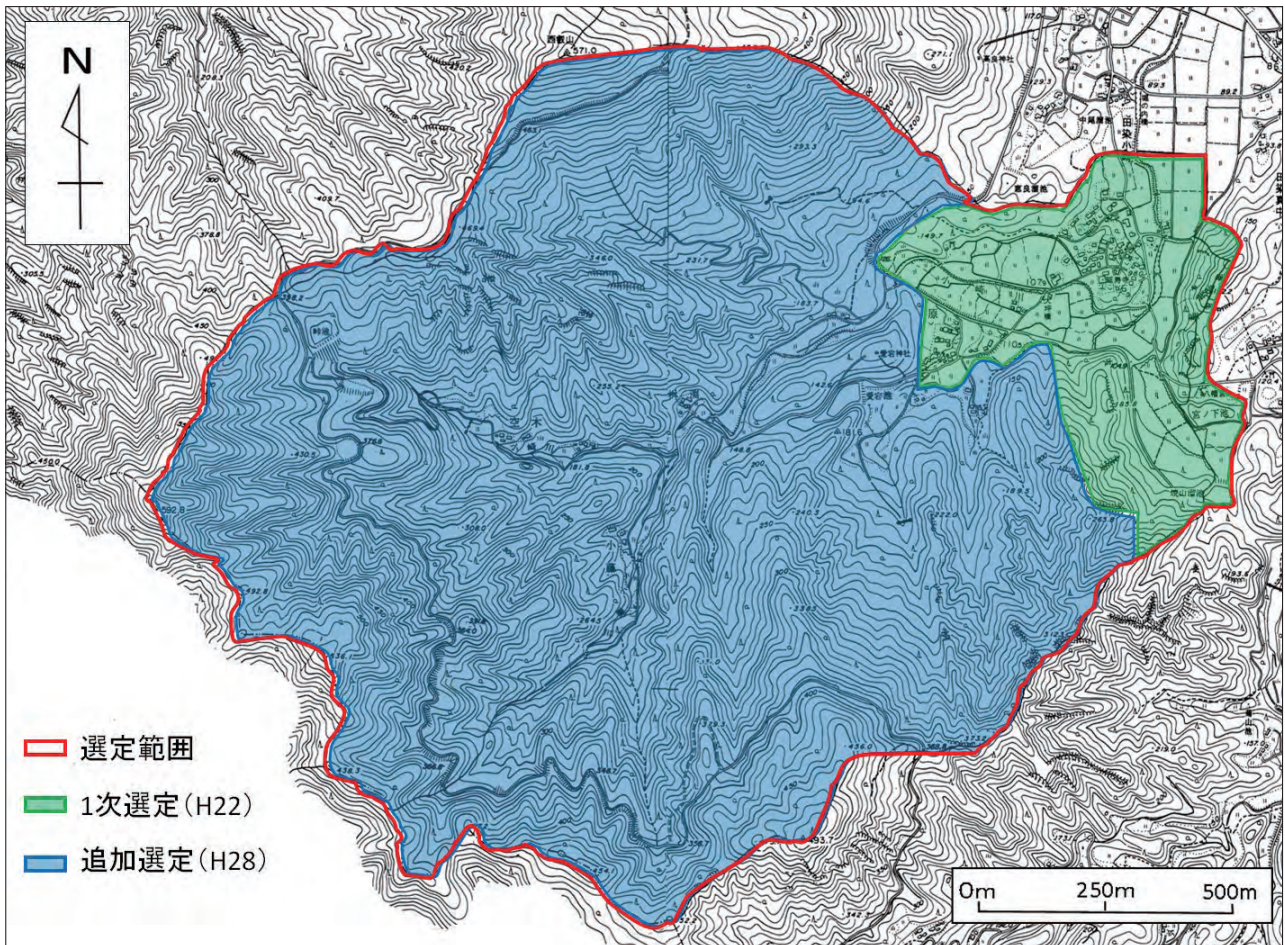
選定基準：重要文化的景観選定基準 二（一（三）及び（五））

選定説明文

田染荘小崎の農村景観は、中世の宇佐宮の荘園に起源をもち、国東半島の中山間地域の地形を生かして継続的に営まれてきた生活又は生業による農村景観である。今回は集水域にあたる西方の山林を追加選定する。

選定面積：521.8ha

②選定範囲



③選定に至る調査成果

◎『田染荘小崎の農村景観 保存計画』(平成 22 年 4 月刊行)

○田染荘小崎の景観形成の歴史について (第 I 部 第 1 章 第 1 節～第 2 節)

田染地区の伝統的な土地利用の形態 (農耕・居住・寺社など) について先行研究等をまとめ、文化的景観の歴史的特性を形成する要素を特定した。

○田染荘小崎の景観を支える自然について (第 I 部 第 1 章 第 3 節)

田染地区の地質・水系・動植物・気象に関わる要素から、文化的景観の自然的特性をまとめ、維持すべき田染地区特有の自然景観について特定した。

○田染荘小崎の景観づくりについて (第 I 部 第 1 章 第 4 節～第 5 節)

田染地区の人々の農耕や信仰への関わり方、荘園の景観を維持する取組についてまとめ、文化的景観の根本的価値である人々の暮らしを維持するための指針を立てる基礎的データとなった。

◎『田染荘小崎の農村景観 2 次選定 文化的景観保存計画』(平成 28 年 3 月刊行)

○田染荘小崎の「奥」の景観形成の歴史について (第 I 部 第 1 章 第 1 節～第 3 節)

田染小崎の「奥」における農耕・信仰に関する土地利用の形態について、先行研究をまとめた他、中世～近代における変化 (空木池の築立、水田の故地の山林利用、家系毎の独特な墓地景観の形成など) を追跡し、当該地域の里山農業の特性を特定した。

○田染荘小崎の景観構成について（第Ⅰ部 第2章 第2節）

サト-サトヤマ-ヤマに分類できる田染小崎全域についてモデルを作成し、田染荘小崎の農村景観の価値の全体像を示した。

（3）整備計画の背景と目的

田染荘小崎の農村景観は、中世以来の土地利用が、近世から近代にかけて緩やかな進化を遂げた農耕・居住・山林利用・水利慣行等に関する文化的景観であり、水田にまつわる要素を核に美しい景観が形成され、現在に受け継がれている。

しかし、中世～近代初頭につくられた構成要素の中には、経年劣化や自然災害等によって、毀損や滅失の恐れがあるものも多く、農業・信仰の両側面でその継承が難しくなっている部分がある。地域住民はこのすぐれた文化的景観を残していくことを強く望んでいるが、担い手不足によって年々負担が増しているのが現状である。豊後高田市としても、ハード面では技術・資金面でこれらをサポートしながら、ソフト面でも人材・手法の助言等において地域を支えていく必要がある。

また、選定から7年が経過したが、開発行為と呼べるほどのものではないにしても、文化的景観保護推進事業や他部局の整備事業も実施・検討を行っており、それらの事例・課題をまとめ、今後の整備事業における指針を定める必要がある。民間レベルでも建築物の建替・増改築の事例等が発生してきており、景観条例だけでは景観形成に至れていない現状もある。

田染荘小崎の農村景観を維持・継承していくためには、歴史・伝統的な構成要素を適切に保存しつつ、将来のビジョンを持った積極的な景観形成を実施する必要がある。保存と景観形成を上手く調和させ、地域の誇りとなる「田染荘小崎の農村景観」を未来へ継承するための整備を実施する必要がある。

本整備計画では、今後20年における田染荘小崎の農村景観範囲内及び周辺地区等における文化的景観保護推進事業及び関係各課等による整備事業の方針を定め、具体的内容の計画を示すことを目的とする。

（4）整備計画検討の進め方

田染荘小崎の農村景観では、文化的景観保護推進事業やその他の事業を行うにあたり、その内容等について協議・検討するために、学識経験者・地域住民の代表らによる「田染荘小崎の農村景観検討会」を組織しており、整備計画策定についても当検討会で検討を加えた。今後の整備については、平成28年度に開催した第4回、29年度に開催した第5回・第6回において協議を行った。

また、農業従事者の意見を整備計画に反映させるため、水田・水路等の状況についてより詳しい地元住民を集め、今後必要な整備等について話し合う地元協議を実施した。

①田染荘小崎の農村景観検討会

【委員】

後藤 宗俊（別府大学名誉教授）

海老澤 衷（早稲田大学教授）

服部 英雄（くまもと文学・歴史館 館長）

飯沼 賢司（別府大学教授）

段上 達雄（別府大学教授）
中山 昭則（別府大学教授）
平川 毅（大分県立歴史博物館学芸員）
河野 潔（豊後高田市 教育長）
河野 了（豊後高田市文化財保護審議会委員 ～平成29年度）
渡辺 和幸（豊後高田市文化財保護審議会委員 平成29年度～）
河野 一三（荘園の里推進委員会 委員長）
渡辺 公明（田染小崎 自治委員 平成28年度）
河野 英樹（田染小崎 自治委員 平成29年度）
河野精一郎（田染小崎 原地区代表）
河野 繁利（田染小崎 空木地区代表）

【指導】

市原富士夫（文化庁文化財部記念物課 文化財調査官）
永井 ふみ（文化庁文化財部記念物課 文部科学技官）
山路 康弘（大分県教育庁文化課）

【関連各課】

藤原 博文（豊後高田市 農業ブランド推進課長 第5回 第6回）
高橋 ちえ（豊後高田市 農業ブランド推進課 第4回）

【事務局】

板井 浩（豊後高田市 教育庁文化財室長）
岩男 真吾（豊後高田市 教育庁文化財室）
大山 琢央（豊後高田市 教育庁文化財室）
松本 卓也（豊後高田市 教育庁文化財室）

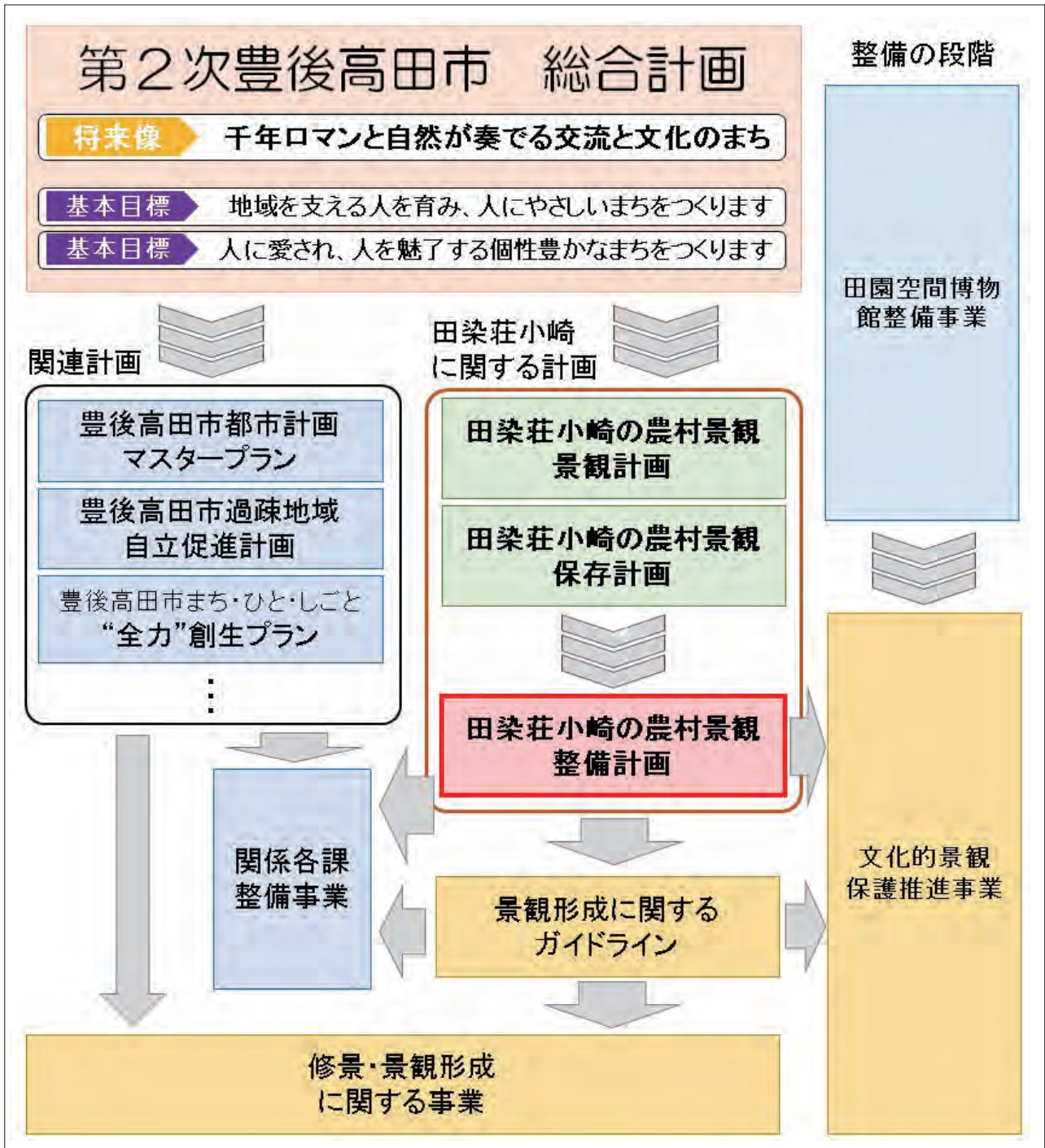
②地元協議

【メンバー】

河野 一三（荘園の里推進委員会 委員長 耕作者）
河野 忠臣（地域関係者 耕作者）
河野 英樹（地域関係者）
河野 清一（地域関係者）
後藤 笑子（地域関係者）
藤原 博文（豊後高田市 農業ブランド推進課長）
秋吉 賢一（豊後高田市 農業ブランド推進課 課長補佐兼地域支援係長）
板井 浩（豊後高田市 教育庁文化財室長）
松本 卓也（豊後高田市 教育庁文化財室）

(5) 市の政策における整備計画の位置づけ

整備計画では、次のような関連計画との連携・整合を図り、整備を実現するための事業連携等を示すこととする。また、平成19年度まで実施した田園空間博物館整備事業との連続性を意識しつつ、便益性・継続性の観点から反省点を活かし、より良い文化的景観保護推進事業を実施できるようにする。



(6) 土地利用規制

選定範囲内には、「豊後高田市田染小崎景観づくり条例」(以下、「景観条例」)に基づく行為規制が全ての範囲に適用されるほか、文化財保護法、森林法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、大分県立自然公園条例が適用される土地が含まれる。

根拠法令	対象範囲	許可・届出等	行為規制の内容	罰則規定
豊後高田市田染小崎景観づくり条例	田染小崎全域及び田染真中の一部(選定範囲全域)	届出	①建築面積が10㎡を超える建築物の新築、増築、改築又は移転 ②当該変更に関わる面積の合計が10㎡を超える建築物の外見を変更する修繕もしくは模様替え又は色彩の変更 ③高さが5mを超える煙突、柱、高架水槽、屋外照明等 ④高さが5mを超える又は築造面積が10㎡を超える遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、汚物処理施設、自動車駐車施設、彫像、記念碑等 ⑤高さ1.5mを超える擁壁、柵、塀等 ⑥高さ10mを超える電柱、又は変圧器等の地上機器全て ⑦高さ1mを超える自動販売機及びその附帯施設 ⑧開発行為の面積が10,000㎡以上の開発行為(都市計画法第29条第2項) ⑨採取又は採掘に係わる部分の面積が300㎡を超える又は当該行為に伴い生ずる法面若しくは擁壁の高さが1.5mを超える土石の採取、鉱物の採掘 ⑩変更にかかわる部分の面積が300㎡を超える又は法面若しくは擁壁の高さが1.5mを超える法面、擁壁、土地の造成等 ⑪高さ5mを超え、かつ伐採面積が300㎡を超える木竹の伐採 ⑫堆積の用に供される土地の面積が50㎡を超える又は高さが1mを超える屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積(堆積する期間が90日を超えるものに限る。)	
文化財保護法	周知の埋蔵文化財包蔵地	届出	土木工事等を目的として周知の埋蔵文化財包蔵地の発掘をしようとする行為	—
森林法	保安林	許可	①立木の伐採 ②立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為	罰金
	地域森林計画の対象となっている民有林	許可	1haを超える開発行為	罰金
		届出	立木の伐採	罰金
農地法	農地	許可	農地の権利の移動、農地の転用及び農地転用のための権利の移動	懲役又は罰金
農業振興地域の整備に関する法律	農用地	許可	宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築等の開発行為	懲役又は罰金
大分県立自然公園条例	大分県立自然公園の範囲内(特別地域)	許可又は届出	【許可事項】 一 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。 二 木竹を伐採すること。 三 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。 四 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。 五 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。 六 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。 七 屋外において土石その他の知事が指定する物を集積し、又は貯蔵すること。 八 水面を埋め立て、又は干拓すること。 九 土地を開墾し、その他土地の形状を変更すること。 十 高山植物その他の植物で知事が指定するものを採取し、又は損傷すること。 十一 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。 十三 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地で	懲役又は罰金

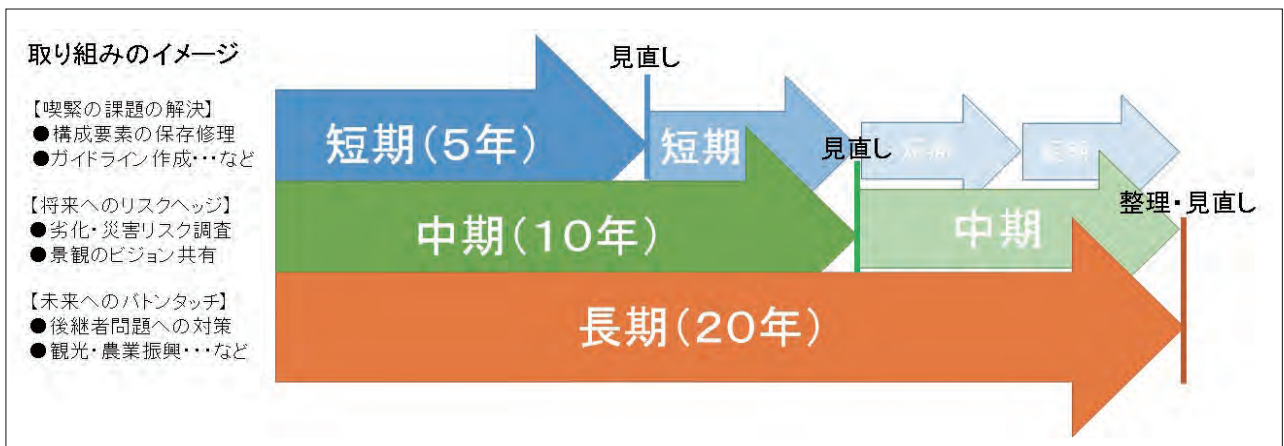
		<p>ない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。</p> <p>十四 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これに類するものの色彩を変更すること。</p> <p>十五 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬を使用すること。</p> <p>十六 前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの</p> <p>【届出事項】 ①木竹の植栽 ②家畜の放牧</p>	
大分県立自然公園の範囲内（普通地域）	届出	<p>一 その規模が知事が定める基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が知事が定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）</p> <p>二 特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。</p> <p>三 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。</p> <p>四 水面を埋め立て、又は干拓すること。</p> <p>五 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。</p> <p>六 土地の形状を変更すること。</p>	罰金

（7）整備計画の見直しの必要性

田染荘小崎における住民や農業従事者の年齢構成から考えれば、世代交代や人口減少等により、今回の検討会・地元協議、その他の調査によって明らかになった地区住民の抱える課題が、大きく変化する可能性もある。また、近年増加する自然災害等による状況の変化によって課題が増大する可能性もある。

整備計画においては、短期（5年）・中期（10年）・長期（20年）のスパンで計画を立てたが、それぞれの期末においては整備内容と成果、地域の変化について振り返り、次の期間における課題を再度整理する必要がある。

取り組みのイメージとして、短期では「構成要素の保存修理」「ガイドラインの作成」などの【喫緊の課題の解決】を、中期では「構成要素の経年劣化・災害へのリスク調査」「将来の景観ビジョンの共有」を目指す【将来へのリスクヘッジ】、長期として「後継者問題への対策」「観光・農業振興」などを掲げる【未来へのバトンタッチ】とした。



2 重要文化的景観と周辺地域の現状と課題

(1) 重要文化的景観選定後の整備

田染荘小崎地区については、平成 11 年度より農林水産省の「田園空間博物館構想」による調査・整備を推進しており、水田においてはその形状を維持しつつ農機具（トラクター等）を導入できるように最低限の整備を実施し、鳥獣害を防ぐための柵、生物の生息域を確保するための特殊な水路や田園空間の見学・観覧がしやすいような農道の整備もあわせて実施している。文化財部局でも田園空間博物館事業による整備を積極的に評価し、当時の考え方・設備を活かしながら、文化的景観の整備事業へ移行してきた。ただし、事業から時間が経過した為、設計上の問題や経年劣化の問題で、不具合も生じていることも多く、既に小規模な水田・水路等の補修も実施している。

選定後は、現地に説明看板や中世地名石柱を設置し、パンフレット・シンポジウムによる普及啓発事業を推進した後に、平成 25 年度より各構成要素の補修などを実施している。

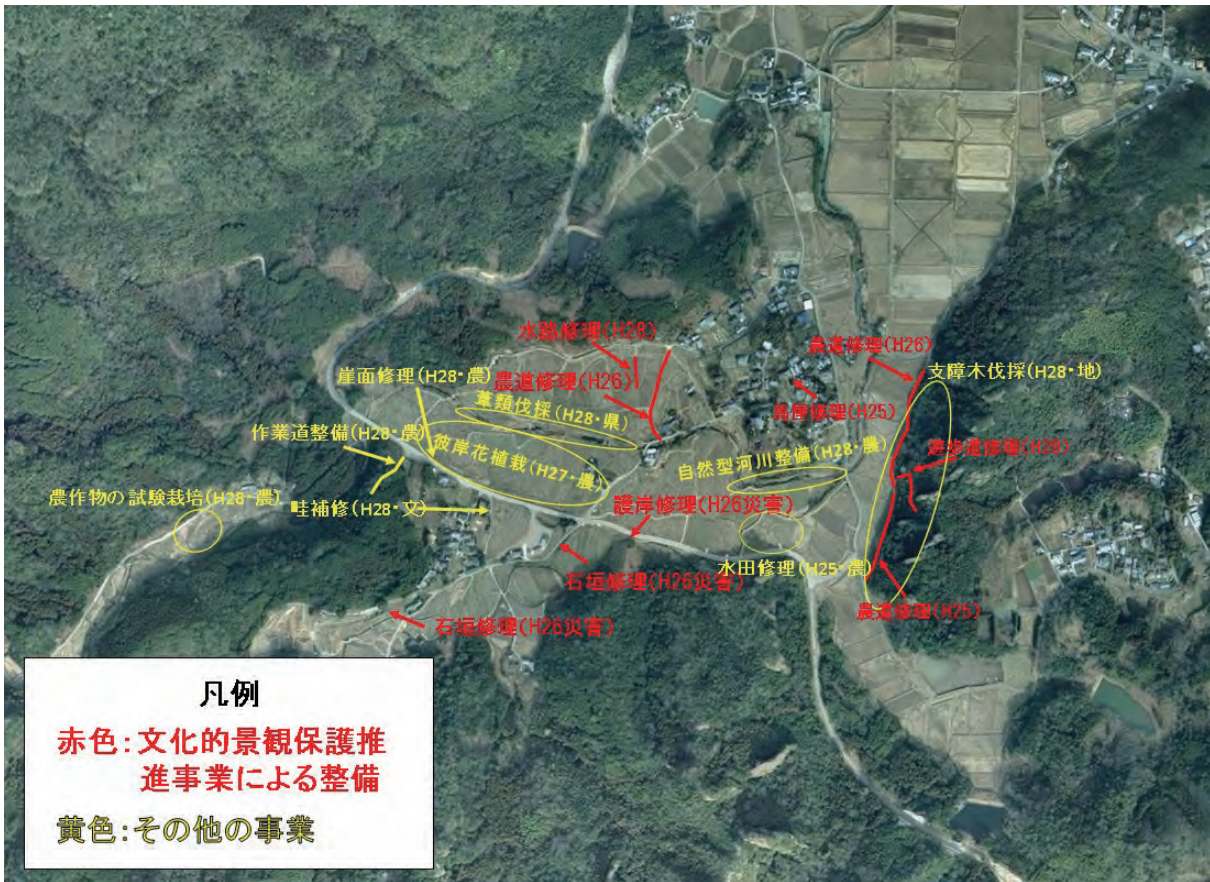
また、当該地区は平成 25 年度に認定された世界農業遺産を理解するために重要な場所にもなっており、農政部局での活用事業もさかんに行われており、相互に調和の取れた事業を実施するためにも整備状況についてまとめる。

○重要文化的景観選定後の整備一覧表【平成 22~28 年度】

No	年度	事業内容	事業主体	補助団体	備 考
1	H22	説明看板設置	豊後高田市 (文化振興)	—	
2	H23	中世地名石柱設置	豊後高田市 (文化振興)	文化庁	
3	H25	阿部武則氏宅・馬屋修理	豊後高田市 (文化財)	文化庁	H28 に屋根トタンを軽微な補修 今後耐震診断等も検討
4	H25	農道整備	豊後高田市 (文化財)	文化庁	観光客の乗用車乗入が多く、定期的な補修が必要
5	H25	水田修理	豊後高田市 (農地整備)	—	毀損の復旧
6	H26	農道修理	豊後高田市 (文化財)	文化庁	観光客の乗用車乗入が多く、定期的な補修が必要
7	H26	石垣修理 2ヶ所	豊後高田市 (文化財)	文化庁	災害復旧(台風)
8	H26	護岸修理	豊後高田市 (文化財)	文化庁	災害復旧(台風)
9	H27	彼岸花植栽	豊後高田市 (農林振興)	農水省	
10	H28	遊歩道修理	豊後高田市 (文化財)	文化庁	雨水等による経年劣化
11	H28	畦補修	豊後高田市 (文化財)	—	道路を兼ねる畦の経年劣化
12	H28	水路修理	豊後高田市 (文化財)	文化庁	水路付替
13	H28	焼山溜池改修	大分県北部 振興局	—	災地元負担金あり

14	H28	小崎川 葦類伐採	豊後高田土木事務所	—	景観保全のため
15	H28	崖面修理	豊後高田市 (農地整備)	—	毀損の復旧
16	H28	作業道整備	豊後高田市 (農地整備)	総務省	
17	H28	農作物の試験栽培	豊後高田市 (農業ブランド)	総務省	フキ等
18	H28	親水公園工事	豊後高田市 (農業ブランド)	総務省	景観再生のため
19	H28	支障木伐採	豊後高田市 (地域活力)	総務省	景観保全のため

○重要文化的景観選定後の整備一覧表【平成 22~28 年度】



(2) 近年の生活・生業の変化と現状

田染荘小崎では、中世以来の形状を残した水田・水路により、古来より水稻耕作が継続されてきた。昭和 50 年代に大分県立風土記の丘歴史民俗資料館によって実施された荘園村落遺跡分布調査「豊後国田染荘の調査」において、強湿田・湿田を含む古い形状の水田の存在や、古い水利慣行が残り複雑に入り組んでいること、多くの耕地の小地名・シコナ等が古文書によって遡れること等が指摘された。

強湿田・湿田は用排水路を持たず、複雑な水路、小規模な水田を利用した耕作は手間がかかるため、平成初頭にはこれらの問題を解消する圃場整備に向けた議論が進んでいた。しかし、研究者達の説得によって、田染荘小崎の水田の保全の必要性が住民に広く理解され、田園空間博物館整備事業による

圃場整備が行われることになった。田園空間博物館整備事業では、地形に沿った中世以来の水田の形状を維持しつつ、水路・農道などの農業設備を改良し、小規模な機械化に耐えるように整備が実施され、平成23年度までで同事業は田染荘小崎全域を網羅し完了している。

現在においても、田園空間博物館整備事業をベースに耕作が継続されているが、それでも通常の圃場整備を実施した水田と比べると手間がかかり、後継者不足に悩まされる状況に至っている。耕作者の平均年齢は70代後半となっており、今後の耕作継続のためには後継者のマッチングや、営農組織、地域支援等を実施していく必要がある。商品開発や観光部門にも力を入れており、米のブランド化は勿論、マコモ・シイタケ等の商品作物の奨励、恵み御膳・おせち・荘園カレー・ピザなどの開発を実施したり、農家民泊の整備、ガイドの育成、周遊コース（ツアー・トレッキング等）の検討などが行われてきた。

水稻耕作と関連して、農村景観保護の取組を開始してからは、社会的な変化が多くあったと思われる。荘園領主（オーナー）を募集し、御田植祭・収穫祭などのイベントには、毎回数百人が集まるようになった。平成11年に結成された荘園の里推進委員会による企画・開催であり、これらの活動は農村景観の保護継承に大きな役割を果たしている。

これらの取組はまさに官民一体で取り組んできたと言ってよいだろう。

居住についても、農業従事者が少なくなったことから蔵・馬屋などの建物が不要になったり、大規模な主屋・中2階の倉庫を持った家・主屋外に作られた厠なども不要となっており、建替等を実施する際には建築の小規模化は免れられない状況にある。最近ではボックス型家屋等も一般に普及しており、田染荘小崎の中でも建設の申請が出された事例もある。

信仰物等に関しては、村全域で実施された祭りや、地区毎に行われていた仏神事などが、「豊後国田染荘の調査」が行われた30数年前から考えれば、殆どが継承されていない状況である。主な原因は過疎化によるもので、小規模な地区の仏神事や、受益者が限られる仏神事、維持・管理に費用がかさむ祭りなどは次々と廃止されている。ただし、その一方で根強く継承され、多くの人々が参集する祭り等も幾つか残されている（三社祭、奥愛宕社夏季例祭など）。

山林利用については、近世から近代初頭にかけて形成された急坂の棚田の故地を利用して、昭和～平成時代にシイタケ栽培のクヌギ林・ホダ場が多く形成されてきた。こうした水田の故地の再利用は、山林が荒れるのを防止したり、鳥獣害の被害を防止したりする効果があったが、現在ではこれらの山林利用も高齢化によって縮小している部分があると考えられ、多くの場所で雑木・竹などが繁茂し、景観を阻害している個所が多く見受けられる。



古い形状を残した水田



広がる耕作放棄地



藪化する山林・河川

(3) 周辺地区等の変化と現状

田染荘小崎周辺の地区においても、過疎化等による人口減少に伴い、農地の減少・道路や山林の管理不足・信仰や伝統文化の消滅などの問題が各所で発生している。中世以来の土地の形状を活かす大曲地区は耕作放棄地となり、熊野地区も谷の上手から耕作放棄地が広がってきている。豊後高田市の場合、現行での景観条例の適用範囲は、文化的景観選定エリア内であるので、景観に関する規制・方針がなく、耕作放棄地の拡大をとどめることができない状況である。

豊後高田市では田染地区の存続も含めて危機感を持って田染地区全体において、移住促進・交流人口増加をめざす「千年の時を刻む心いやす郷づくり事業」を展開し、田染真木地区に旧酒蔵を改装した拠点施設「蔵人」を整備し、山林整備などの集落支援、移住者限定ツアーなどを実施している。

信仰物・石造文化財等の管理についても、集落の縮小に伴って難しくなっている場所も多くあり、未指定文化財も含めて、豊後高田市教育庁文化財室では調査・保護の検討を実施している。



熊野地区の棚田



中世以来の墓地の管理も問題に



蔵人で開催されたコンサート

(4) 重要文化的景観の保護・活用のために解決すべき課題

田染荘小崎の農村景観の保護・活用を推進するにあたり、課題を整理すれば、経年劣化や災害による構成要素のき損、農村・居住・山林等の景観の変容、耕作者等の後継者不足、景観づくりのための資金不足という4つに分類できる。

構成要素の毀損等に際しては、文化的景観保護推進事業やその他の整備事業による修理を実施したり、経年劣化や災害リスクを少しでも小さくするための日頃の管理を徹底する必要がある。

景観の変容に関しては、開発行為等に対する景観条例等の手続きの徹底をする他、耕作放棄地や荒地化への対策や定住対策等を実施する際の積極的な景観形成のビジョンを作成する必要がある。

耕作者等の後継者不足の問題に対しては、定住対策・教育普及・農業振興を通じて、新規就農者のマッチング事業に、これまで以上に重点的に取り組む必要がある。

景観づくりのための資金不足については、イベントや商品作物の奨励等の農業振興を継続しつつ、観光振興に繋がるような取組を推進していく必要がある。

(5) 構成要素の状況一覧

重要文化的景観の構成要素（重要文化的景観の価値を構成する重要な要素）について、個別の状況を把握し表を作成した。右列の状況の項目には、以下に示す数字、カタカナ及び記号を記入する。

【保護に関する状況】

5段階で評価をした。「5」については緊急性をもって修理の事業を実施する必要がある、「3」「4」については短期ないし中期の間に保存に関する課題をクリアする必要がある。

- 1：所有者及び管理者が明確で、毀損・滅失等の心配がない。
- 2：現在は所有者及び管理者が明確で、保存に関する不具合もないが、災害や後継者不在による状況悪化のリスクがある。
- 3：所有者及び管理者が明確だが、一部に傷みが生じ、修繕又は修理が必要である。
- 4：所有者又は管理者が不明確であるが、現在の所は保存に関する不具合が生じていない。
- 5：所有者又は管理者が不明確であり、短中期的に毀損・滅失の危機に晒されている。

【ガイダンスに関する状況】

3段階で評価をした。「イ」及び「ウ」に属する場合は改善を要する。

ア：重要文化的景観の説明を現地で十分受けることができる（看板・パンフレット等）。

イ：現地でのガイダンスは不十分又は無いが、WEB上で情報公開をしている。

ウ：現状ではガイダンスを受けることができず、今後改善が必要である。

【活用・継承に関する状況】

3段階で評価をした。保護活用のための取組を実施する「☆」の要素には継続した支援を行い、「○」については活用に向けた事業を検討し、「△」に属する要素は普及啓発に関する事業を積極的に行う必要がある。

☆：重要文化的景観の価値を通して、多くの人が交流し、次世代に繋がる観光振興や人材育成などにも官民が一体となって取組んでいる。

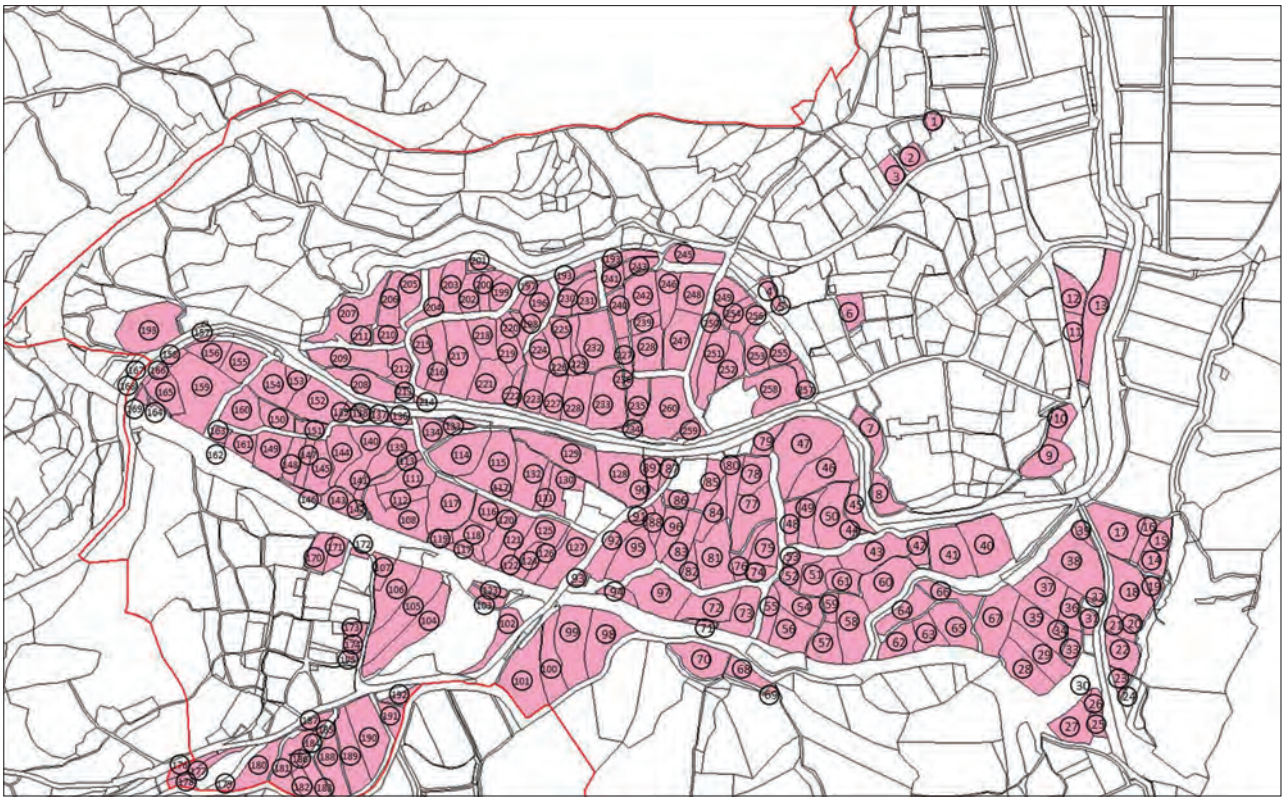
○：適切な保護管理がなされているが、活用の方針を定める必要がある。

△：地元や関係各課と価値の共有を図り、保護や管理の方針を定める必要がある。

A：地番毎に特定してある農耕・林業に関わる要素

No	種別	名称	所在	所有	状況	備考
1	水田	水田	全域	個人	3ア☆	水田271で地盤沈下を確認済。 田園空間博物館構想での整備事業から20年経過し、補修等が必要な個所がある。 構成要素には畦・農道も含まれる。
2	水路	水路	全域	個人・市	3ア○	田園空間博物館構想での整備事業から20年経過し、補修等が必要な個所がある。
3	ホダ場	ゆみきりのホダ場	多々良	個人	2ア○	「ゆみきりのホダ場」が構成要素となった理由を広く共有する必要がある。

○重要文化的景観の構成要素となっている水田の位置



○重要文化的景観の構成要素となっている水路の位置



○重要文化的景観の構成要素となっているホダ場の位



B：建築物・構造物等の要素置

No	種別	名 称	所在	所有	評価	備 考
1	家屋	阿部武則氏宅・主屋	上ノ原	個人	3ア○	瓦や壁等に補修が必要になる個所を確認している。 普段は所有者不在であり、修理だけでなく、日頃の管理にも懸念がある。
2	家屋	阿部武則氏宅・付属屋	上ノ原	個人	3ア○	
3	家屋	阿部武則氏宅・蔵	上ノ原	個人	2ア○	
4	家屋	阿部武則氏宅・馬屋	上ノ原	個人	2ア☆	平成 25 年度に文化的景観保護推進事業による補修を実施したが、その後災害リスク等の検討が未実施。 農機具展示館として活用している。
5	道路	道路①	—	市	1ア☆	土系舗装の農道部分については、土砂の流出があり、定期的なメンテナンスが必要である。
6	道路	道路②	—	市	1ア☆	
7	道路	道路③	—	市	1ア☆	
8	道路	道路④	—	市	1ア☆	
9	堰	赤迫イゼ	赤迫	地区	2ア☆	
10	堰	フロノモトイゼ	上ノ原	地区	2ア☆	
11	堰	マブイゼ	上ノ原	地区	2ア○	
12	堰	オヤマイゼ①	下山	地区	2ウ○	中世地名の普及啓発が必要。
13	堰	オヤマイゼ②	下山	地区	2ウ○	〃
14	堰	オヤマイゼ③	下山	地区	2ウ○	〃
15	堰	オヤマイゼ④	下山	地区	2ウ○	〃
16	堰	ヤマノクチイゼ	堂山	地区	2イ○	中世地名の普及啓発が必要。
17	堰	ケンノキイゼ	堂山	地区	2ウ○	
18	堰	キレイケイゼ	七ツヤ	地区	2イ○	「キレイケイゼ」が構成要素となった理由を広く共有する必要がある。
19	池	愛宕池	多々良	官有地	1ア○	近年改修済み。

20	池	奥愛宕池	上空木	市	1ウ○	
21	池	空木池	上大山	官有地	1ア☆	近年改修済み。説明看板も設置済み。
22	土塁等	延寿寺北東	上ノ原	法人	3ア☆	石垣の膨らみを確認している。短期的に診断と対処が必要である。修景の検討も必要である。
23	土塁等	延寿寺北	上ノ原	法人	3ア☆	
24	土塁等	延寿寺西	上ノ原	法人	4ウ△	土塁・堀状遺構は、石垣を伴う 22・23 と比べて視認しづらく、平成 28 年度から付近で樹木伐採・ホダ場の造成が行われており注視する必要がある。土塁・堀状遺構の位置と価値について広く共有する必要がある。
25	土塁等	延寿寺南西	上ノ原	法人	4ウ△	
26	土塁等	堀状遺構 延寿寺南	上ノ原	個人	4ウ○	
27	土塁等	富田澄彦家北	上ノ原	個人	4ウ△	土塁・堀状遺構の位置と価値について広く共有する必要がある。
28	土塁等	渡辺公明家北	上ノ原	個人	4ウ△	
29	社寺等	長野観音寺跡	長野	個人	5ウ△	寺跡の位置と価値について広く共有する必要がある。管理者不在で葺化が進んでいる。
30	社寺等	雨引社	赤迫	共有地	1ア○	説明看板の内容を更新する必要がある。
31	社寺等	延寿寺	上ノ原	法人	1ア☆	説明看板更新済み。
32	社寺等	間戸の金毘羅	竹ノ下	個人	1ア☆	
33	社寺等	阿部武則家石造物	上ノ原	個人	2ウ○	管理者が不在である。
34	社寺等	田染家古墓	上ノ原	個人	2ウ○	
35	社寺等	河野英樹家石造物	上ノ原	個人	2ウ○	
36	社寺等	愛宕神社	多々良	法人	3ア○	正式な参道が鳥獣害対策の柵によって塞がれている。
37	社寺等	加藤家墓地	多々良	共有地	4イ○	誘導看板がない。
38	社寺等	原の堂様	原	個人	2ウ○	仏像等の内容を確認できる説明資料がない。
39	社寺等	奥の堂様	米山	共有地	2ウ○	
40	社寺等	奥愛宕社	上空木	共有地	2ア☆	管理の後継者が不在である。木彫仏の管理上の問題が浮上している。参道に破損している場所があり、観覧上安全が確保されていない。
41	社寺等	奥愛宕社・垢離場	空木	市	2イ○	
42	社寺等	鶏亀地藏堂	上空木	個人	2イ○	管理の後継者が不在である。
43	社寺等	三嶋社	タノキ	共有地	2イ○	管理の後継者が不在である。現地等で受けるべきガイダンスが不足している。
44	社寺等	小藤河野家墓地	小藤	個人	2ウ○	管理の後継者が不在である。
45	岩屋	朝日岩屋	竹ノ下	個人	1ア☆	多くの人が訪れる場所にもなっており、遊歩道・鎖場などのメンテナンスは定期的実施する。
46	岩屋	夕日岩屋	旭	個人	1ア☆	
47	岩屋	轆轤岩屋	上空木	個人	4イ○	山深くに位置し観覧のための整備は難しい。
48	岩屋	弘阿弥陀堂	大平山	個人	4イ○	
49	岩屋	良醫岩屋	タカイ	個人	4イ○	
50	岩屋	茅場堂	上空木	個人	3イ○	平成 29 年度の大雨によって倒壊。平成 30 年度の文化的景観保護推進事業で復旧予定。

(6) 景観構成要素（構成要素以外）の状況一覧

重要文化的景観「田染荘小崎の農村景観」では、当該文化財の価値を構成し、き損滅失及び現状変更の際に届け出が必要な構成要素以外にも、景観を形成する上で重要とされる「景観構成要素」が設定されている（2次選定時の保存計画 P53 参照）。これは景観条例等に即して、適切な維持等を実施することが求められるものである。

A：指定文化財

No	種別	名 称	所在	所有	評価	備 考
1	石造物	延寿寺石殿	上ノ原	法人	1 イ☆	県指定有形文化財。説明看板の内容の更新が必要である。
2	石造物	二宮八幡神社仁王像	旭	法人	1 ア☆	市指定有形文化財。
3	石造物	間戸二層塔	旭	市	1 ア○	市指定有形文化財。

B：農地・家屋等に関わる田染荘の生活生業に関わる要素

No	種別	名 称	所在	所有	評価	備 考
1	家屋	エリア内の家屋	全域	個人	3～5 ウ△	重要建物に関する再検討が必要。建替・改修等に関する具体的なガイドラインを策定する必要がある。前回調査(H21)で、評価された建造物の保存等の見通しができていない。空き家化等の問題が深刻化してきている。
2	農地	エリア内の農地	全域	個人	2 ウ○	構成要素以外。
3	林業	エリア内のクヌギ林	全域	個人	3 イ☆	世界農業遺産の取組とあわせて、山林利用の継続を目指す。
4	林業	エリア内のホダ場	全域	個人	3 イ☆	
5	林業	エリア内の炭焼窯跡	全域	個人	5 ウ△	現役の炭窯はない。
6	道路	農道・耕作道	全域	市・個人	3 イ○	構成要素以外。
7	道路	市道・県道	全域	市・県	2 イ○	
8	水路	エリア内の用排水路	全域	市・個人	3 イ○	
9	池	焼山池	焼山	官有地	1 ウ○	平成 25 年度より改修工事を実施。
10	池	二宮池	旭	官有地	2 ウ○	改修工事の実施時は、景観・生態系に配慮した施工が必要。
11	池	エリア内の池・池沼	全域	地区	2 ウ○	池や池沼に変更を加える際には、生態系への配慮が必要。
12	堰	エリア内の堰	全域	地区	3 イ○	選定範囲の水田を保護するために重要な設備の 1 つであり、適切な保存管理を実施する必要がある。河川上に平成 29 年度の地元への聞き取りでタタライゼの破損を確認。
13	地割	エリア内の地割	全域	市・個人	2 ア△	毀損時等における、地割の扱いについてはガイドライン等で確認する必要がある。

C：中世～近世にかけて形成されたもので特定された要素

No	種別	名 称	所在	所有	評価	備 考
1	城郭	烏帽子岳城跡	上大平	共有地	5 イ△	田染荘の調査・大分県中世城館調査によって詳細調査済みだが、現状では城跡として適切な管理ができていない。 文化財指定も検討（第2回検討会）。 トレッキング等のルートへの組み入れも検討中（地元聞き取り）。
2	社寺等	空木の金毘羅	空木	共有地	2 ウ○	
3	社寺等	弁財天	峯	個人	2 ウ○	
4	社寺等	阿弥陀堂跡	池の内	個人	2 ウ○	
5	社寺等	延寿寺境内堂	上ノ原	法人	3 ウ○	
6	社寺等	堂山堂	堂山	個人	2 ウ○	
7	社寺等	護摩堂跡	タノキ	個人	5 ウ△	小藤地区の奥地にあり、管理者不在のまま蕪化が進んでいる。
8	社寺等	宝珠院跡	池の内	個人	2 ウ○	跡のみ。
9	社寺等	間戸寺跡	旭	個人	5 ウ○	遺称地のみ。
10	社寺等	廟ノ前墓地	上ノ原	個人	2 ウ○	
11	社寺等	空木河野家墓地	空木	個人	2 ウ○	
12	社寺等	柘淵後藤家墓地	合畑	個人	2 ウ○	
13	社寺等	七ツヤ入会墓地	七ツヤ	個人	2 ウ○	
14	社寺等	赤迫入会墓地	赤迫	個人	2 ウ○	
15	社寺等	上ノ原入会墓地	上ノ原	個人	2 ウ○	
16	社寺等	上ノ原富田家墓地	上ノ原	個人	2 ウ○	
17	社寺等	池ノ内墓地	池の内	個人	2 ウ○	
18	岩屋	大山観音岩屋	空木	個人	2 ウ○	行くまでの道の劣化が進んでいる。
19	石造物	延寿寺宝篋印塔 2 基	上ノ原	法人	2 ウ○	
20	石造物	延寿寺五輪塔 5 基	上ノ原	法人	2 ウ○	
21	石造物	護摩堂跡五輪塔 13 基	タノキ	個人	5 ウ△	小藤地区の奥地にあり、管理者不在のまま蕪化が進んでいる。現状でどれを指すか不明。
22	石造物	護摩堂跡石殿	タノキ	個人	5 ウ△	
23	仏像	朝日岩屋の仏像	旭	個人	3 ウ○	ほとんど野外にあり、劣化状況を確認する必要がある。
24	仏像	夕日岩屋の仏像	竹ノ下	個人	3 ウ○	
25	仏像	延寿寺の仏像	上ノ原	法人	2 ウ○	
26	仏像	原の堂様の仏像	原	個人	2 ウ○	地元聞取では防犯に懸念があるとのこと。
27	仏像	奥の堂様の仏像	米山	個人	2 ウ○	
28	仏像	鶏亀地藏堂の仏像	上空木	共有地	2 ウ○	
29	仏像	奥愛宕社の仏像	上空木	共有地	2 ウ○	平成 19 年に一度確認している。勝軍地藏・不動明王・毘沙門天の像があるが、劣化状況を含めて確認する必要がある。

D：動植物に関する要素

No	種別	名 称	所在	所有	評価	備 考
1	境内林	雨引社の境内林	赤迫	共有地	2ウ○	
2	境内林	愛宕社の境内林	多々良	法人	2ウ○	
3	境内林	延寿寺の境内林	上ノ原	法人	2ウ○	
4	境内林	二宮八幡社の境内林	旭	法人	2ウ○	
5	境内林	奥愛宕社の境内林	上空木	共有地	2ア○	特に神木の管理について要検討。
6	境内林	三嶋社の境内林	タノキ	共有地	2ウ○	
7	岩峰	間戸の岩峰	竹ノ下 ・旭	個人	2ウ○	
8	岩峰	空木の岩峰	空木・上 空木等	個人	2ウ△	
9	動物	ゲンジボタル	—	—	2ア☆	田染小崎地区の生物多様性を象徴する。 水田の維持、水路等の適切な管理などが 発生条件と関係している。 数の推移等の調査を実施していない。
10	動物	ヒメボタル	—	—	2ア☆	
11	動物	ハウネンエビ	—	—	2ア☆	ホタルと同様に田染小崎地区を代表する。 生息自体は確認できているが、数の推移等の調査を実施していない。
12	動物	オオイタサンショウ ウオ	—	—	2ア○	ホタルと同様に田染小崎地区を代表する。 生息自体は確認できているが、数の推移等の調査を実施していない。
13	動物	カエル	—	—	2ウ△	
14	動物	ヘビ	—	—	2ウ△	
15	動物	クサガメ	—	—	2ウ△	
16	動物	コウモリ	—	—	2イ○	
17	動物	サギ	—	—	2イ○	
18	動物	川魚	—	—	2ウ△	
19	動物	マムシ	—	—	2ウ△	
20	動物	カラス	—	—	2ウ△	
21	動物	スズメ	—	—	2ウ△	
22	動物	ヒヨドリ	—	—	2ウ△	
23	動物	トンボ	—	—	2ア○	ホタルと同様に田染小崎地区を代表する。 生息する種類が48種類（平成21年） であるとされ、後の報告で53種類まで 増えたが、その後の推移の検討ができていない。
24	河川	エリア内の河川・護岸	全域	市	2ウ○	水田等の管理のために、定期的な河床浚渫が必要であるとされるが、ホタルをはじめとする生物の生息域を奪う危険性があるので、範囲を区切って実施するなどの配慮が必要である。

(7) 構成要素・景観構成要素の状況評価

保護の状況に関して「5」に該当した要素については、管理者不在によって藪化が進む山林及び山林に隣接するものがあつた。特に「長野観音寺」「烏帽子岳城」は指定文化財化も目指す必要がある重要な遺跡であり、適切な管理を推進する必要がある。

また「4」「3」に該当した要素については、優先順位をつけて解決を目指す。「3」の要素の内、観光客等に危険が及ぶものや崩落・状況悪化が見込まれるものは優先度の高いものとして短期的に修理の事業を行う（特に大雨で倒壊した茅場堂、参道に危険がある奥愛宕社、倒壊の恐れがある延寿寺の石垣、玉垣が落ち基礎が腐食を始めている愛宕社は緊急度が高いと考える。）。「4」の場合はその価値の共有が必要とされる「△」の評価もなされている場合が多く、所有関係の明確化、継承方法の検討を進める必要がある。

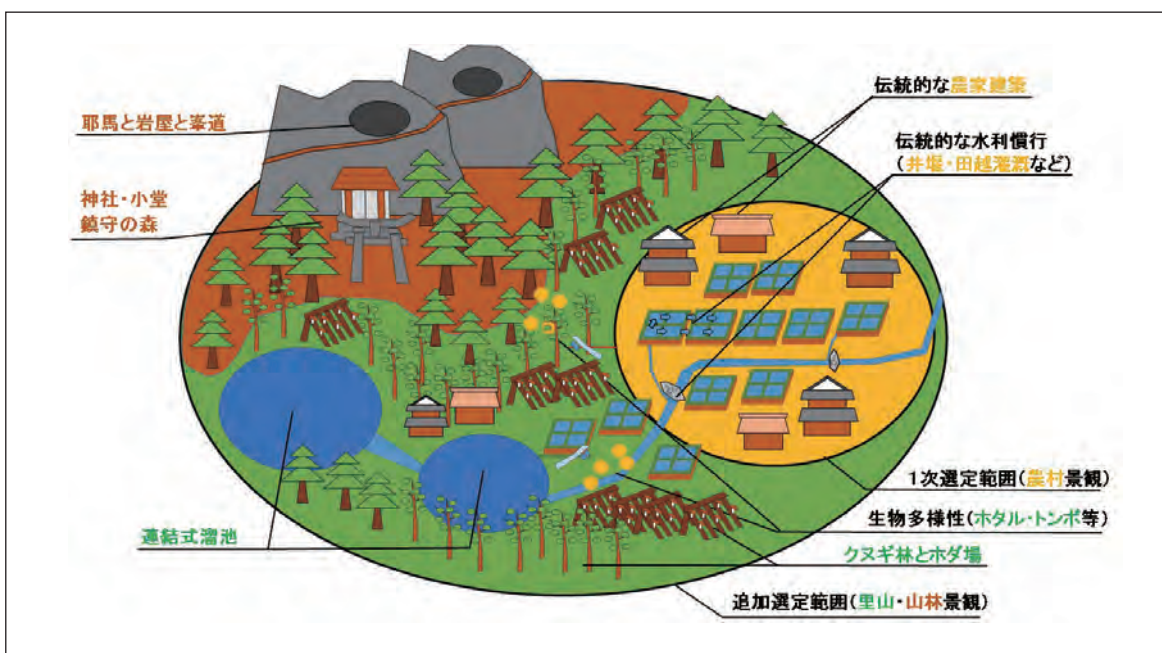
ガイダンスの評価は、各整備事業が完了した段階で再度見直す必要があるが、平成29年度の事業で開設した特設ホームページを活用することで、「ウ」に該当する要素を極力減らすことに務める。

活用継承について「☆」の評価が付くものには、積極的に支援を行い、田染荘全体を盛り上げるための「売り」として、活用・継承のための取組を推進する。また、「○」「△」の段階にある要素についても、普及啓発や情報発信を強化し、十分に活用できるような取組を推進する。

構成要素・景観構成要素は単独で存在するものではなく、それぞれが群となつて形成する農村・里山・山の3つの空間のサイクルによって成り立っている。個の要素の保護・活用を考えるだけでなく、これらの要素を横断した複合的なメニューを考える必要がある（例：水田と水路と井堰と溜池と水生生物は水稻耕作に関連する要素であり、セットで普及啓発・情報発信を実施する）。

田染荘小崎の農村景観の価値は、このサイクルの中で生活生業・景観・生態系などを通じて目にすることができ、校正要素・景観構成要素の現状変更・保護を通じて、周辺にも影響が及ぶことを常に考慮した事業の実施が必要である。

【田染荘小崎の農村景観 概念図】

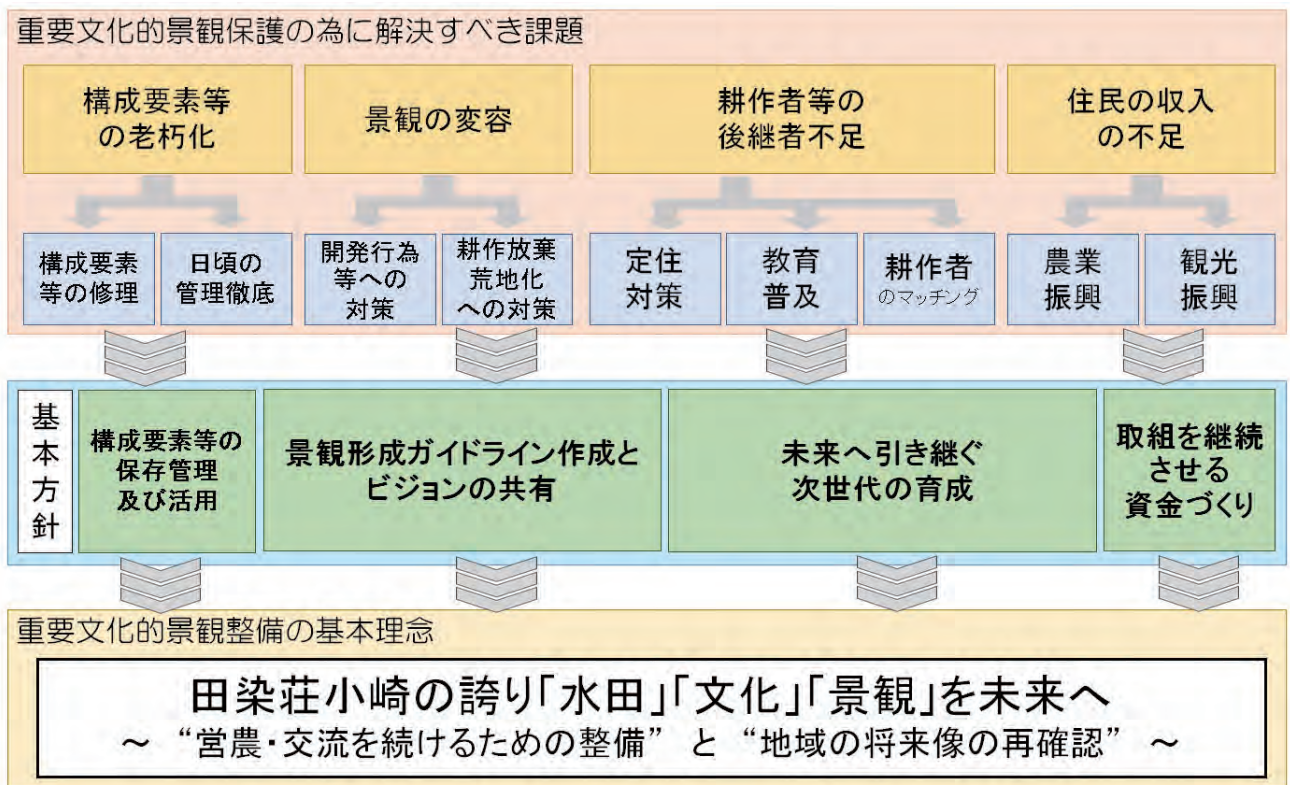


3 整備計画の基本理念と基本方針

(1) 整備の基本理念と基本方針

前段でまとめた重要文化的景観保護の為に解決すべき課題から、基本方針を定め、今後20年における重要文化的景観整備の基本理念を設定した。

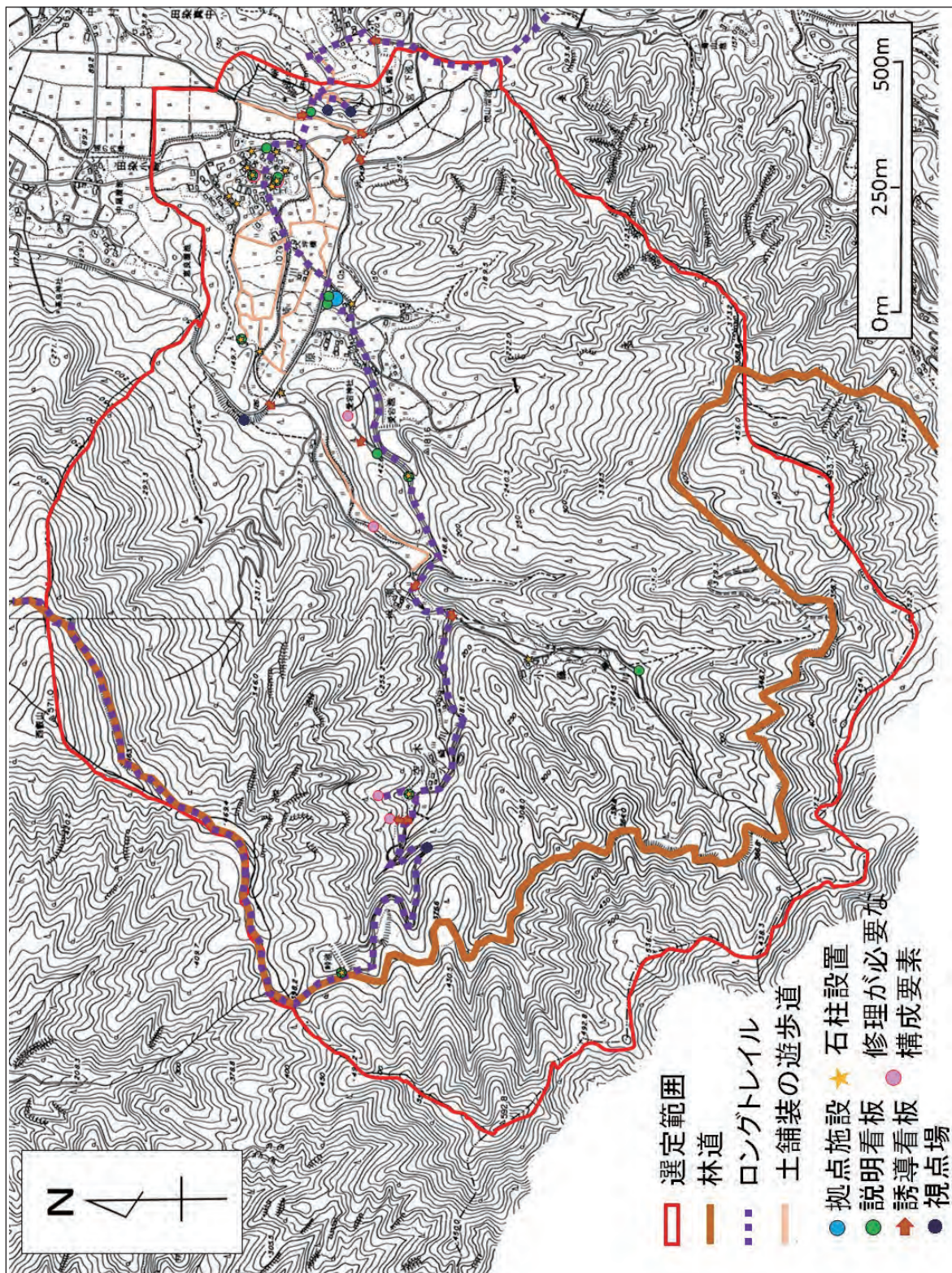
大きく4つに分けた課題を整理すれば、それぞれが密接に関連しており、行政においても各課横断的に取り組むことが必要であることがわかった。整理した課題を解決する具体的な方針を、基本方針とし、20年間かけて課題解決のために重点的に取組んでいく。



4 全体計画及び地域区分計画

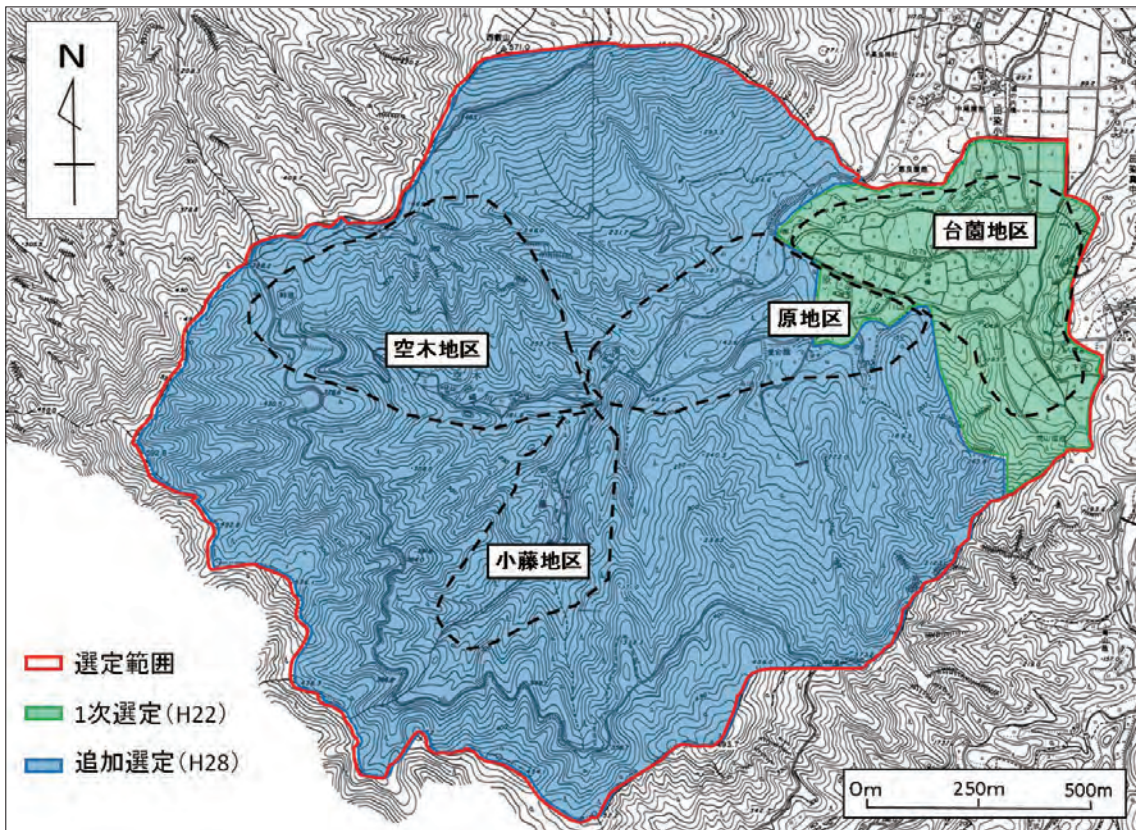
(1) 全体計画

重要文化的景観を構成に継承していくために、選定地区全体の整備計画を地図上に示した。

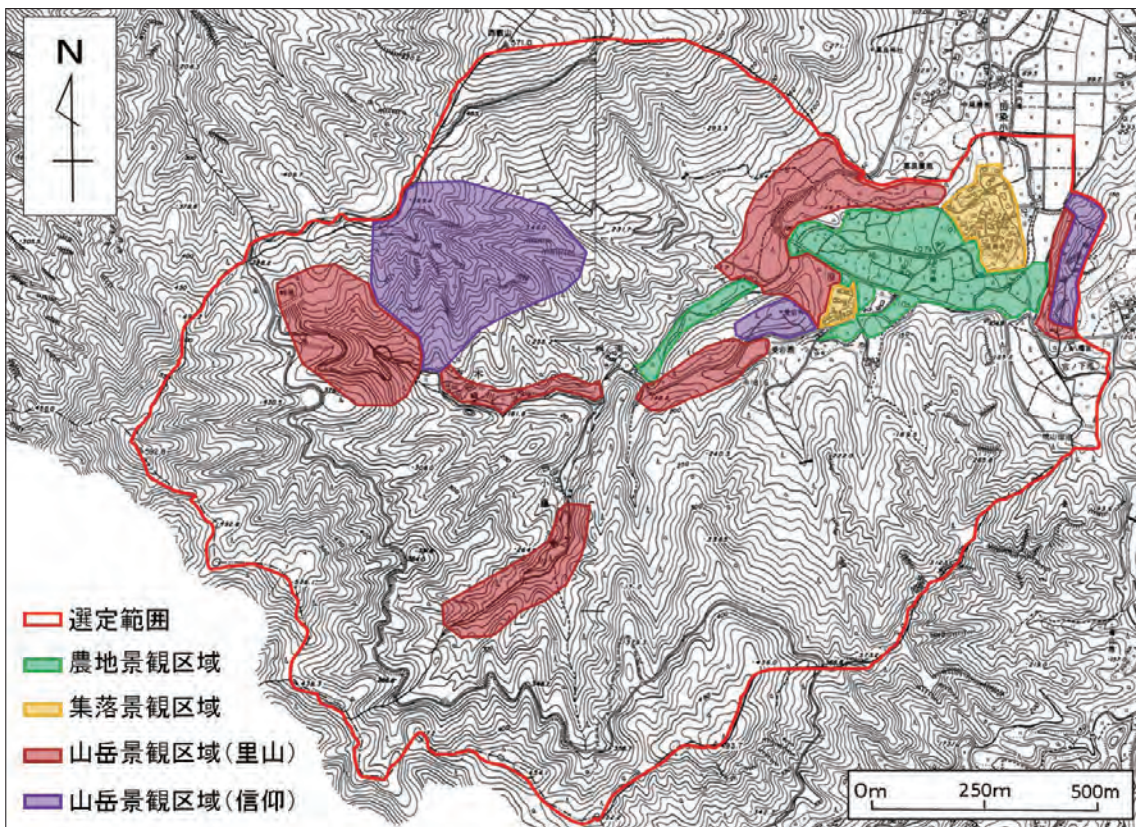


(2) 地域区分計画

1次選定・追加選定範囲区分と地区名



土地利用の特性図



①台藪地区周辺 ～美しい水田と景観を次の世代へ～

台藪地区周辺は、1次選定範囲の大部分を占め、農地景観・集落景観によって構成されるエリアである。中世以来の土地利用（特徴的なものとして、水田・居住地の地割、水利慣行などがある）を現在に伝えており、田染荘小崎の農村景観の重要な要素となっている。

当該エリアを一望できる「夕日岩屋」からの眺望は、田染荘小崎の農村景観を象徴するものとなっており、その眺望を維持していくことも重要な課題となってくる。

前段で述べたが、田染小崎地区では過疎化・高齢化が進んでおり、水田耕作を継続するには後継者の育成・営農組織の運営が不可欠だという段階に来ている。これまででも就農支援の事業（荘園米のブランド化、恵み御膳などの商品化、流通路拡大など）は多数試みてきたが、“水田として継続”“水がかり・所有が複雑”という部分がクリアできず、後継者のマッチングという点では、非常に難航している状況にある。就農者が水田耕作しやすいような整備をハード・ソフトの両面から推進する。

また、居住地においても過疎化・家屋の老朽化の影響で、空家が増加するだけでなく、家屋の建替などの案件が増え始めることが予想される。既にボックス型家屋を建設したいとの相談を受けた例もあり、景観との関係性が庁内（景観部局・文化財部局等）での議論の俎上にあがっている。市が定める景観条例では、建物・工作物の高さ制限・面積制限等はあるが、建物の構成等の変化（蔵や付属屋は不要になり、中二階や屋根裏部屋も造られない）を受けいれつつ、地割を含め集落景観の重要な価値を維持するための方針は立っていない。より良い集落景観を形成するため、官民で台藪集落の景観のビジョンを描き、ガイドラインを作成する。

台藪地区には、田染荘の荘園時代の歴史的要素も多く残されている（田染氏館跡＝延寿寺、堀状遺構・土塁状遺構、石造文化財、岩屋など）。これらについては、文字通り史跡並みの保存が望まれているが、その価値が官民で十分共有されておらず、保存状況も必ずしも良いとは言えない状況である。これらの歴史的要素は、史跡等の文化財で捉えなおし、恒久的に保存していくための措置を講じる。



台藪地区周辺のイメージ



中二階の家屋



堀状遺構に造られたホダ場

②原地区周辺 ～田染荘小崎のホタルの飛び交う里山を守る～

原地区は拠点施設である「ほたるの館」の辺りから西側の、台藪地区と比べるとやや丘陵部に位置する地区である。河川に沿う小規模な水田の景観、クヌギ林やホダ場などの里山の景観、小崎村の鎮守である愛宕社にまつわる信仰の景観が入り混じっており、田染荘小崎の農村景観を理解する上で重要なエリアである。また、田染小崎の中でもホタルが群生するエリアとして有名であり、毎年6月頃に多くの観光客が訪れている。堂山・柗淵などの地区も類似する景観を有しているとして、今回は原地区周辺というエリアでまとめた。

この地区の水田耕作は、近年においても縮小してきた経緯があり、台菌地区周辺の水田と同様に維持が課題となっている。景観上目立たないということもあり、水田耕作以外の利用（マコモや野菜）も推進しており、土地の形状を維持しながら多様な農業を継続することが、農業参加者を増やし、地元の負担軽減に繋がっている部分もある。当該地区においても、田園空間博物館整備事業や多面的機能支払交付金などによって農地（水田・農道・水路など）の整備・維持管理がなされてきたが、水田面の崩落・水路・イゼの破損などハード面においても諸問題が発生しており、これらについては早急に問題を解決し、営農が可能な状態を維持する。

クヌギ林やホダ場などの里山の景観については、唯一構成要素として「ゆみきりのホダ場」の維持について、更に検証を深めていく必要がある。クヌギ林やホダ場を利用した椎茸栽培は、世界農業遺産でも認定の中心になった要素であるが、栽培環境の変化が大きく、同一の場所で永続的に栽培が可能であるかという議論があった。文化財部局では特徴的な土地の形状と併せて中世地名の残る重要な地点であることから、積極的な保護策を講じたいが、ホダ場として残す場合、今後どのように継続させていくかをよく調査しなくてはならない。また、水田と同様に林業の後継者もマッチングさせる取組を実施する。

信仰に係わる構成要素として、小崎村の鎮守である愛宕社とその関連する要素がある。神社自体は村全域に信仰圏があるため、後継者等の心配はそこまで深刻ではないが、明治時代頃に建てられたとされる社殿は随所に傷みが見られ、状況に応じて修理を実施する。また、周辺には様々な信仰の場（伊勢神宮の遥拝所、国東塔・五輪塔残欠など）があるが、これらについても常に状況を把握し、滅失等がないようにしなければならない。愛宕社に関連する山伏・加藤家の墓地は、かなり昔から管理者がおらず、普段からの見回りを実施する。



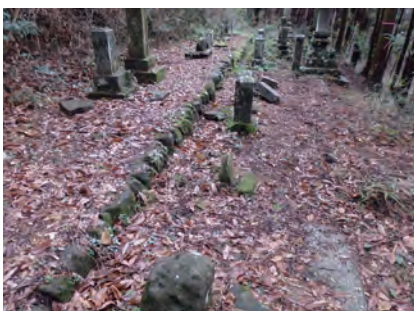
水辺に舞うホタル



ゆみきりのホダ場



愛宕社の玉垣の状況



管理者不在の墓地



破損したタタライゼ



盤面が崩落した水田

③空木地区周辺 ～新たな構成要素を安全に見学してもらええる整備～

空木地区は、梶淵地区から西側の「奥の堂様」の鳥居から二手に分かれる道の内、北西に伸びる道筋にある地区である。原地区周辺と比べてもかなり急勾配な立地で、隣接する河内地区との境には六郷満山の修行場が拓かれた峻険な岩峰が聳えている。深刻な過疎化によって、昭和30年代頃まであった水田・畑などは殆どその役目を終えて、クヌギ林やホダ場として再利用されている。空木地区ではさかんに椎茸栽培が行われているが、その継続性・後継者については、原地区と同様詳細には把握していないため、調査が必要である。

空木地区には天保7年（1836年）に築かれた空木池があり、小崎地区のほぼ全域を灌漑している。近年に入り改修工事等が実施され、適切な管理をされているため、保存上特に問題はないが、近世近代における田染小崎の緩やかな進化の過程を示す重要な構成要素としての周知が十分でなく、普及啓発・情報発信に努める。

信仰に関する構成要素が多く残されており、奥愛宕社、鶏亀地藏堂、奥の堂様、茅場堂、轆轤岩屋、タガイ岩屋、弘阿弥陀堂があり、景観構成要素にも空木の金毘羅、大山観音岩屋がある。この中でも木製でできた奥愛宕社社殿（中の仏像3軀も含めて）・茅場堂については、経年劣化による傾き・傷みが生じており、状況に応じて修理を実施する。

空木地区は急坂の細道が続くためアクセスに難がある。最近では乗用車による観光だけでなく、国東半島峯道ロングトレイルによる観光も増えている。現在は地元住民の掃除などの管理によって通行できる状況が維持されているが、それが難しくなった際にどう管理をするかが問題となる。また、奥愛宕社参道の傷みがひどいことから、早急に補修を行い、来訪者の安全確保に努める。高所にある各岩屋については、大変危険な箇所も多く、一般観光客が登る場合は十分な装備や案内人等が必要であることをよく周知し、事故等が起らないように注意したい。



空木池



尾根を進む峯道



奥愛宕社参道の破損

④小藤地区周辺 ～人が住まなくなる前に～

小藤地区は、「奥の堂様」の鳥居から二手に分かれる道の内、南西に伸びる道筋にある地区である。戦国時代の古文書に尾藤名と見える当該地区は、居住地がある場所までは比較的平坦だが、その奥側には急な山道が続いており、乗用車等での通り抜けはできない。小藤地区では道に沿って水田が拓かれていたが、現在は耕作放棄地となっている。

深刻な過疎化により現在の居住は1軒のみとなっているが、信仰の場となっている三嶋社は小崎地区や市内各地に広まった河野氏一族の氏神として重要である。小藤地区の歴史を伝えるとともに、土地利用の形態をどのように継続させることがベストなのかを考える時期にきている。

活用等について各論（水稲耕作等の農業による耕作放棄地の復旧は難しいため、竹林等の整備などが模索されている）は出ているが、全体のビジョンがないまま進んでいるため、地元協議を継続しながら、小藤地区周辺をどのように扱うかを決定していく。



竹林等への転用が模索される



小藤・河野家墓地



藪化が進む護摩堂跡

5 個別整備計画

(1) 届出・報告について

①構成要素についての届出・報告について【常時】

文化的景観の構成要素の保存については、毀損滅失・現状変更に際して、文化庁への届出・報告を行う必要がある。

田染荘小崎の農村景観に関しては、水田については田園空間博物館整備事業によって整備がなされており、今後は水田の形状等を維持することが前提となっているため、大きな現状変更等は発生しないと想定している。

構成要素の老朽化（経年劣化や災害）による毀損滅失は、今後発生するリスクも高いので、発生した際には速やかに文化庁へ報告・届出をすることができるようにする。

豊後高田市では、日頃より構成要素の見回りを実施するほか、地元住民との密接な情報共有を行うなどの連絡体制の確認を実施する。

②景観条例の運用について【常時】

重要文化的景観選定範囲と景観条例適用範囲は、全く重なっており、範囲内での開発行為等については、景観条例に基づく届出の必要がある。

届出の窓口となっているのは景観部局（現在は企画情報課）であり、届出があった際には教育委員会文化財室にも情報共有がなされ、両部局協議によって取扱いを決めている。今後も連絡を密にして、両部局で景観条例の運用に取り組んでいく必要がある。

(2) 構成要素の修理・維持に関する基本方針

構成要素の維持・修理の方針については、構成要素を分類した上で整理する必要がある。現状と事例をまとめ、今後必要と思われる措置を「維持・修理の基本方針」として記載した。

◎水田に関わること

【構成】水田（畦、農道を含む）、水路、井堰、溜池

【現状及び事例】

水田は「田染荘小崎の農村景観」の根幹にある構成要素である。水田面の整備は田園空間博物館事業によって実施されており、土地の形状を維持した上で利便性を確保してある。とりわけ夕日岩屋からの眺望の範囲については、特段の景観への配慮が必要である。

水田を構成するものとして、『保存計画』で畦・農道も含むとし、水田面の維持に必要な要素として石垣も補助事業の対象となっている。平成 26 年度に実施された災害復旧事業では、3 箇所の石垣崩落の復旧について、通常の間知ブロックの設置をせず、石積（目地にコンクリート補強）及び河川では一部自然石ブロックによる施工を実施している。平成 27 年度にも法面 1 ヶ所が崩れたため、同様の石積施工により景観に配慮している（耕地林業課事業）。平成 28 年度にも水田 1 枚に隣接する道路の幅員確保（土羽部分）を、化粧石ブロックによる施工を実施している（道路の強度を確保し、御田植祭

参加者の安全確保の為)。

また、農道についても土を敲いている施工であり、自動車等の通行により轍ができやすいため、定期的なメンテナンスが必要である(平成26・27年度実施)。

灌漑設備(水路、井堰、溜池)も構成要素・景観構成要素となっているものが多い。これらは位置・形状を維持しつつ、利便性も確保しなければならない。田園空間博物館事業の中で整備された水路の内、設計上の問題、経年劣化等の問題で付け替えが必要になってくる場合がある(平成28年度等実施)。

溜池に関しては、平成に入って構成要素となっている空木池・愛宕池の改修は終わっており、当面の現状変更はないと思われるが、景観構成要素となっている溜池は今後改修を行う可能性がある。平成25~28年度にかけて実施された焼山溜池の改修は、北部振興局との協議により、景観に配慮してコンクリートに茶系の着色を施し、水路の位置も岩盤を削らないような施工を実施した。ただ、生態系への配慮は、やや不十分であったとの指摘もあった(複数の溜池があり、個別の施工になるため影響は少ないと思われるが、溜池内の生物の保護等の措置を行う検討もしなくてはならなかった)。今後は二宮池や一ツ岡溜池などの改修の可能性がある為、北部振興局や有識者、地元との協議を踏まえつつ、景観・生態系に配慮した整備をお願いする必要がある。

これらの修理・維持においては、夕日岩屋から見えにくいなどの景観上目立たない場所を取り扱ったので、以上のような施工方法で工事を実施しているが、第5回検討会では「伝統的な唐石積みなど」による復旧を念頭に入れるべきであるという意見も出た。選定エリア内には近世から昭和初頭にかけて積まれた石積みも多く存在し、それらを原状に復旧することが望ましい場合もあるため、安全性や費用対効果を検討しながら、工法の案の1つに加える必要がある。



石積工法



自然石ブロック



化粧石ブロック

〔水田に関わる構成要素の補修・維持の基本方針〕

- ①水田に関わる構成要素は、旧来の土地利用を活かした整備を田園空間博物館事業等で実施済みであり、大きな変更を加えずに守り伝えていくこと。
- ②水田に関わる構成要素の毀損・滅失時の整備は、原状復旧を基本とし、事前協議の上、景観・生態系に配慮した工法の選択、措置を実施すること。
- ③水田に関わる構成要素の営農の利便性確保に関する整備を実施する際は、事前協議の上、景観・生態系に配慮した工法の選択、措置を実施すること。

◎水田以外の農地に関わること

〔構成〕 畑、ホダ場、クヌギ林、造成林

〔現状及び事例〕

水田以外の農地に関わる構成要素は、「田染荘小崎の農村景観」追加選定の枢要な価値を持ち、世界農業遺産（GIAHS）においても高い評価を受けた「クヌギ林」と「ホダ場」を含んでいる。ただし、クヌギ林・ホダ場に関するものは、周辺環境の変化による影響を受けやすく、位置を固定した持続的利用は難しいとの意見を受け、構成要素としているのは中世以来の土地の形状を活用した「ゆみきりのホダ場」のみにとどまっている。

水田の故地を利用するホダ場には、昭和初期などに築かれた石垣によって整地される場合が多い。自然災害や獣害によって、石垣の毀損等が発生する可能性は高いが、水を湛える必要性はないため、安全性の確保という観点を除けば、水田と比べて整備の緊急性は低くなる。

クヌギ林・ホダ場のサイクルは 10 ～ 15 年と早く、土地の利用状況・石垣の現状等については、平成 26 年度に追加選定に関わる調査の中で、悉皆調査を実施しているが、今後も継続して見守っていく必要がある。

スギ・ヒノキなどの造成林に関しては、構成要素となっている場所はなく、景観条例で定められる面積（300 m²）に満たない場合は、従来通り森林法などの規定により、維持管理をお願いしている状況にある。

構成要素への影響としては、平成 27 年度には空木池の北部の造成林の伐採が行われ、その後、立ち入った際に空木池の集水濠の一部が確認できなかったことから、溜池の機能維持にやや懸念される部分があったが、現在の所は際立った問題は発生していないように見受けられる。他にも、保安林、砂防法や国東半島県立自然公園などによる土地利用の制限等は周辺の自然環境を守る上で随時確認をしていかななくてはならない。



水田の故地のクヌギ林



ゆみきりのホダ場

〔水田以外の農地に関わる構成要素の補修・維持の基本方針〕

- ①水田以外の農地に関わる要素は、旧来の土地利用を維持している構成要素については、変更を加えず、継続的な利用・管理を推進すること。
- ②クヌギ林・ホダ場の利用状況、造成林の伐採等の状況については、関係各課連携の上、情報収集し、景観条例及び各法令の内容の周知を徹底することで、永続的な活用・管理を推進すること。
- ③追加選定で新たに価値付けされた内容について、普及啓発のための整備を実施すること。

◎居住に関わること

〔構成〕 土地の形状（地割）、家屋、農業用の倉庫等

〔現状及び事例〕

居住に関わる構成要素は、阿部武則氏宅（主屋・付属屋・蔵・馬屋）が特定されており、景観構成要素としては、全ての家屋等がそれに含まれている。

居住地にかかる地割については、文化的景観「田染荘小崎の農村景観」の価値の根本にあたる部分でもあり、道路（市道や里道）、垣根・石垣等の位置については現状維持、家屋の改修・新築についても詳細な基準がある訳ではないが、景観的配慮が必要である。単に景観条例の規制にあわせるだけではなく、周辺の景観にマッチングした家屋が望まれる。

平成 28 年度に U ターン者より、明治時代の家屋の解体及び新築の相談があった。現状の建物を利用する場合、中 2 階を活用しにくいという点、全体として広すぎるという点から、現状の建物を解体し、プレハブタイプの平屋を建てたいという話であったが、現在では話が立ち消えている。景観条例での規制には解体に関するものは無いが、今後次々に建物が減っていくと景観が大きく変化すると思われるので、整合性が取れた景観形成を実施するためには、コアになる建物の吟味を再度行った上で、新築物件の基準等についてもガイドラインを策定していく必要がある。

平成 25 年度には、阿部武則氏宅の内、馬屋の改修を行っている。馬屋は江戸時代の建造物であり、田染荘小崎の農家建築を理解する上でも、重要な建物に位置づけられている。

阿部武則氏宅については、管理者の方が 1～数ヶ月に 1 度戻って管理をしているが、一部で経年劣化の状況が見られる。平成 28 年度には、付属屋の壁板一部が脱落してしまったが、所有者負担によって復旧がなされた。庭等の管理は個人のご厚意により継続されているが、負担も大きく課題となっている。現在、阿部武則氏宅は馬屋を農機具展示室として活用しているが、主屋等の積極的な利活用も含め、維持・管理の方向性を定めることは喫緊の課題である。



阿部武則氏宅・馬屋



阿部武則氏宅・付属屋壁板

〔居住に関わる構成要素の補修・維持の基本方針〕

- ①屋敷地に関する土地の形状等は、変更を加えず、守り伝えていくこと。
- ②阿部武則氏宅の建物を改修する際には、原状に復する程度の実施し、景観構成要素の家屋の変更・解体・新築については、ガイドラインを策定し、最低限景観に配慮した施工を依頼できるような準備を行う。

◎歴史的遺構に関すること

〔構成〕尾崎屋敷跡（延寿寺、土塁、石垣、空堀）、石造物、廃寺・岩屋、地名

〔現状及び事例〕

「田染荘小崎の農村景観」の価値付けでは、荘園時代から引き継がれてきた土地利用が骨子となっているが、それを担保するものとして、歴史的遺構の適切な保全は極めて重要な課題となる。

とりわけ、中世の遺構が残る場所として、尾崎屋敷跡（現延寿寺）や、その周辺には土塁や石垣などがめぐらされ、その内、7件について構成要素として特定されている。これらは、現状変更や移動を実施せず、むしろ積極的に保護し、現状を維持するといった、遺跡並の保存が望まれる。延寿寺北面の石垣については、以前より膨らみが指摘されており、崩落の危険性があると判断される場合には、原状復旧ができるような措置を行う必要がある。また、平成28年度より延寿寺南面の空堀付近がホダ場に転用されているが、土地の形状に大きな変更が無いように、継続して依頼をしていく必要がある。

五輪塔等の中世石造物についても同様に、歴史的な遺構であると捉え、位置も含めた保存管理を推進する。移動の履歴等が分かっている石造物を原状に復す案件が出た場合も、現地の実情や保存環境の状況を踏まえた上での実施とする。

廃寺については長野観音寺跡のみを想定しているが、次項「信仰に関するもの」というよりは、遺跡的な物件として把握したいため、こちらに分類している。同様に岩屋についても、現在も定期的な祭祀等が行われている場合もあるかもしれないが、「建武の注文」「霊場記」などに登場する歴史的な観点から遺跡的な保全もあわせて実施したい。野外に近い環境で管理される石造物（石仏・五輪塔など）、木彫仏などについても、その全貌を把握した上で、適切に保存管理を実施する。



尾崎屋敷跡・空堀



尾崎屋敷跡・石垣

〔歴史的遺構に関わる構成要素の補修・維持の基本方針〕

①尾崎屋敷跡（延寿寺周辺など）に関連する遺構や中世石造物、廃寺・岩屋については、農村景観の価値を担保する歴史的遺構として、変更を加えず、保護の措置を講じながら、守り伝えていくこと。

◎信仰に関わること

〔構成〕 神社、小社小堂、岩屋、墓地

〔現状と事例〕

信仰に関わる構成要素として、上記に挙げられた神社（雨引社、愛宕社、奥愛宕社、三嶋社）、小社小堂（木造：原の堂様、地蔵堂 石祠：金毘羅、奥の堂様 など多数）、岩屋（夕日岩屋、朝日岩屋、茅場堂、轆轤岩屋など）、墓地（田染家、加藤家、小藤河野家など）が構成要素として特定されている。

神社については、田染荘小崎の信仰の中心であり、社殿についても愛宕社本殿（明治時代）をはじめ、古いものもよく残っており、建築物を含めて次世代に引き継いでいく価値は十分にあると思われる。愛宕社・奥愛宕社の御神体は仏像であるとされ、信仰上可能な範囲で状態の確認も必要である。

神社が現状抱えている喫緊の問題として、奥愛宕社の参道の劣化、愛宕社本殿の劣化、愛宕社境内伊勢遥拝所鳥居の崩落などがある。特に奥愛宕社の参道は、コンクリート製の細い道・階段になっており、部分的に劣化が進み、観覧上危険な状態である。

小社小堂は、小規模な堂宇や石祠であり、『保存計画』では「社寺」として捉えているが、上記神社などと比べて規模が小さく管理しやすいため、整備の段階では分けて考える必要がある。空木地区の山中にある茅場堂は、戦後頃に建てられた木造の小堂で、弘法大師の石仏や焼仏などを祀っているが、平成29年5月の大雨によって倒壊しているため、同規模の堂宇を復旧する計画となっている。

その他の小社小堂については、立替時期もそこまで古くないと推測できるので、緊急に修理等が必要になっている箇所はないが、木造堂宇などについては、建築時期や雨漏り等の状況の把握に努める。

墓地については、近隣の地区において、自然災害や獣害によって、墓碑・墓塔が倒壊・毀損する被害が増えており、これらを原状に復するためには、普段から墓地全体の状況を把握する必要がある。

これらの信仰に関わる物件については、管理者の引継ぎ等も必要になってくることが予想される。祭祀等の継続、日頃の管理等について、事前に話し合い、堂宇や祭祀が次世代へ引き継がれるための準備を進めておきたい。その際に、祭祀等に関わる資史料（道具・古文書・帳簿等）についても、その内容や位置などについて、確認作業を行ってほしい。



奥愛宕社・参道



倒壊した茅場堂



加藤家墓地の様子

〔信仰に関わる構成要素の補修・維持の基本方針〕

- ①信仰に関する要素は田染荘小崎の信仰を守り伝える上で重要なもので、経年劣化等で、維持が難しいと判断される物件については、概ね現状と同程度の規模で維持を可能にする整備を実施すること。
- ②信仰に関する要素の管理について、万が一に備え、次世代へ引き継ぐための準備を推進すること。

◎自然・生態系に関わること

〔構成〕 植生、ホタル等の動物など

〔現状と事例〕

自然・生態系に直接関わることとして、構成要素となっているものは無いが、生態系が維持されている要因として、①生物の発生地が保護されている、②外来種による影響を受けていないという2点が挙げられるが、地区全体の景観構成の結果がもっとも反映される部分でもあり、各要素による影響が密接に結びついており、一概に何を保護すれば自然・生態系が保全されるという訳ではない。

①の維持については、河川や溜池などの発生地そのものだけでなく、周辺に水田・水路などの人々の営みが続いていることも重要であり、農地としての適切な管理を続けることが、ホタルやトンボなどの生息域を保全することに役立っている。水田や里山の管理を通じて、今後もホタルやトンボの飛び交う里づくりを推進していきたい。

また、周辺地区も含めた溜池等の改修に際しては、環境に配慮した方法の実施を検討する必要がある。平成28年度にはイルミネーションに伴う景観確保のため、大分県の事業で河川の葦類の除去を実施したが、河床浚渫を伴うため、生態系に与える影響について有識者に相談したが、実施前に把握することは難しいとの返答があったため、場所を区切って実施することになっている。

②の維持については、既に問題になっている部分がある。平成28年よりジャンボタニシの被害が増えていることが確認できたが、トラクターなどの農機具に付着したジャンボタニシが田染荘小崎にも入ってきたと考えられている。他にも、田染荘小崎ではまだ把握していないが、周辺の溜池までブルーギルが確認されており、人為的な要因によって外来種が持ち込まれている例もある。これらの生物は生態系に与える影響も大きく、それらを取り除くような活動を早期に着手する必要がある。

平成27年度には、農道・畦における彼岸花の植栽が計画されたが、彼岸花は毒性が強い外来種であり、また、かなり増える事が指摘されたため、範囲を区切って植栽することになっている。平成28年度にも、クイモ・ヨモギ等の栽培についての事業が計画されたが、クイモ・外来ヨモギは外来種であり、在来ヨモギを使用するなどの種の選別や、栽培の範囲を超えないような管理をすれば、対策は十分であるとの見解をいただいている（ただし、同種の栽培は実際には行われていない）。

自然・生態系に関する事象については、影響の出る可能性がある場合には有識者の意見を参考に、少しずつ実施していく必要がある。急激な環境の変化によって、自然・生態系の豊かさが失われた場合、再び取り戻すことは難しいため、慎重に整備に取り組む必要がある。



田染荘小崎のホタル



河川中の葦の伐採 (H28)

〔自然・生態系に関わる構成要素の補修・維持の基本方針〕

- ①整備等によって自然・生態系に影響があると考えられる際は、有識者に意見を求め、自然・生態系に配慮した内容で実施するようにすること。
- ②外来種に流入に関しては、環境部局と共同でその実態を把握し、影響が大きい場合は、それらを取り除く措置を講じること。

(3) 早期の対応を要する構成要素の保存

保存計画等で特定した構成要素の中には、経年劣化・自然災害等によって毀損・滅失の危機に瀕しているものもある。これらについては、修理等に関する方針を早期に立て、早急に工事を実施する必要がある。

①茅場堂【平成 30 年度申請】

茅場堂は六郷山僧や修験者によって拓かれたと考えられる岩屋の霊場であり、選定エリアの中では唯一木造覆屋を今に残している。岩屋内には木仏である「高山寺の焼仏」や、弘法大師などの石仏を祀っている。

平成 29 年 5 月 12 日の大雨等が原因で柱の 1 本が倒れこみ、建物全体が倒壊してしまった。堂内の信仰物は近年新調してあった厨子によって守れましたが、堂宇を復旧しなければ信仰物を現地で管理することができなくなるため、原状の堂宇と同規模・同様式のものを作って込み、堂宇の中に石仏・焼仏等を管理するための厨子を安置する。



倒壊した茅場堂の状況



倒壊前の屋根の状況



石仏・焼仏が安置される厨子

②奥愛宕社【遊歩道補修：平成 31 年度 本殿修理：32～33 年度】

奥愛宕社は空木地区の鎮守で、修験者の影響を受けたと思われる立地が特徴的な神社である。御神

体として勝軍地藏・不動明王・毘沙門天の木像を祀り、住民は火に対する信仰に厚い。毎年7月には御神燈を献納する例祭を執り行っている。

鳥居から拝殿本殿までの参道が険しく、コンクリートの細道をつけてあるが、経年劣化により地元住民・観光客等にとって危険な箇所もある。参道の補修・整備を行い、快適・安全に参拝ができるようにしたい。

また、小規模な本殿にも傷みが生じており、傾いている状況にあるので、状況を確認しながら修理を実施する必要がある。御神体である仏像3軀についても、平成19年以降、行政では確認していないことから、近いうちに保存状況を確認する必要がある。



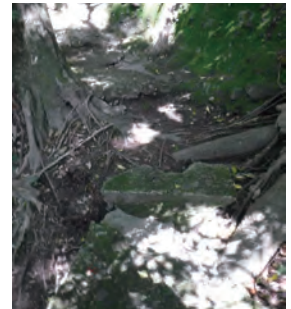
傾く本殿の柱



落下した木鼻



地藏菩薩



参道の状況

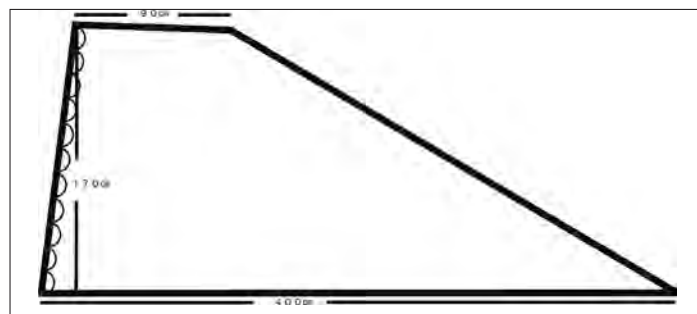
③延寿寺周辺の土塁状遺構【石垣の膨らみの調査：平成31年度 修理：平成32年度】

延寿寺周辺の土塁状遺構は、中世末に荘官田染氏によって荘官屋敷が城郭化した際に造られたとされ、北東側・北側の石垣を伴う土塁状遺構に関して膨らみなどが確認されている。災害リスク等も考えれば非常に危険な状況である。土塁状遺構は中世以来の土地利用を示す歴史的遺構であり、原状復旧が必要である。

また、北西の土塁状遺構と、北側の土塁状遺構の数メートルは過去に崩落した部分と思われるが、コンクリートブロックによって補修されているため、周囲の景観を鑑みて適切な修景事業を実施する必要がある（P40 修景の項を参照）。



延寿寺北西土塁状遺構



土塁状遺構のモデル

④愛宕社【補修及び玉垣修理：平成34～35年度】

愛宕社は小崎村全体の鎮守で、修験者・加藤家によって昭和中期頃まで管理されていた神社である。社殿は明治時代に建築されたものとされるが、全体的に傷みが生じており、特に本殿を囲む玉垣はほとんど倒れてしまっている。大規模な修理になる前に状況を把握し、必要に応じた修理を実施する必要がある。

また、御神体は勝軍地藏像であると思われるが確認した者がおらず、宮司等への聴取によって保存

状況等の確認をする必要がある。

これらの構成要素以外にも、環境の変化や自然災害によって、保存の必要が生じる可能性があるが、地形・周辺環境等から災害リスクを把握し、事前に防ぐための取組も実施する必要がある。

(4) 修景に関する計画

構成要素の保護、景観条例や関係法令の遵守だけでは、文化的景観を良好に保ったまま、次世代へと継承していくことはできない。景観保護について住民に深い理解を得て、未来の村の姿にビジョンを持ち、修景を通して、地域独特の農村景観がいきるような村づくりを推進していく必要がある。

①景観構成のビジョンの共有とガイドラインの作成【平成31～32年度】

重要文化的景観のエリア内には、保存計画によって現状変更時に届出等が必要な構成要素、人々の営み等によって形成される景観構成要素、その他の要素が複合的に存在している。

構成要素の保存については、現状変更行為・毀損滅失時に届出等が必要であり、良好な形で保存するための方針が立っている。

景観構成要素やその他の要素に関しても、景観条例に即して、面積・高さなどの基準に照らし合わせて、基準を超える行為を実施する場合には届出等が必要である。

しかし、伝統的な集落景観をはじめ、田染荘小崎の農村景観をより良い形で後世に伝えていくためには、単に現行の基準と照らし合わせていくだけでなく、景観形成のビジョンを設定し、官民で共有した上で修景等の事業に取り組んでいく必要がある。

そこで、豊後高田市では官民で協議しながら、景観形成に関するガイドラインを作成し、今後も伝統的な集落景観等が維持されるような取組を始動させる必要がある。

②構成要素の取扱い【延寿寺土塁状遺構：平成33年度（修理後）検討】

構成要素は地域の景観構成のコアとなる物件である。田染荘小崎の農村景観の場合は、伝統的な配置を持つ農家建築、中世以来形状が変化していない水田・水路、独特な信仰の対象となっている小社小堂・石造物などが特定されており、それらは田染荘小崎の生活生業の象徴的な部分でもあり、中世から現代の非常に長い時間をかけて形成された農村景観の核でもある。

構成要素となっている物件は、積極的な修景を加えずに守り伝えていく必要があるが、保存に関する修理や、往時の姿を取り戻すための美装化についてはこの限りではない。美装化を実施する場合は、経年劣化の前の色彩等について、十分に検討を加えた上で施工をする必要がある。

③景観構成要素の取扱い

景観構成要素も農村景観の一部であり、田染荘小崎の生活生業の一部であることから、修景による積極的な景観形成に取り組む必要がある。現行の景観条例の運用では高さ・面積等の基準と照らし合わせながら、建築物・工作物の築造にあたって把握するにとどまっている。

先述のガイドラインによって、伝統的な集落景観が維持できるような取組を推進していく必要がある。



夕日岩屋から見た台菌集落



連続性を失った石垣

④その他の要素の取扱い【随時】

その他の要素については、生活生業に関わって必要なもの（例：鳥獣害の柵、堤、電柱電線など）、文化的景観等のガイダンスに必要なもの（例：説明看板）については、景観に配慮した上で、必要に応じて設置・更新をしていく必要がある。

田園空間博物館整備事業で設置された古い看板等については、一部不要になっているものもあり（例：サイクリングコースのもの）、これらについては設置課等に確認の上、順次撤去していく。

その他の要素についても、先述のガイドラインによって、伝統的な農地景観・集落景観を阻害しないような配置等の検討を推進していく必要がある。



古い用途の無い看板や統一感のない看板



景観を阻害する電線

（５）整備事業に必要となる調査等に関する計画

①新たな構成要素の特定【平成 32～33 年度】

平成 28 年度の保存計画までに特定された文化的景観の価値を構成する要素については、今後もその特定の調査を実施する必要がある。

特に重要建物については、1次選定の調査で4軒の詳細調査が実施されているが、「敷地の北側に面屋、南側に畑もしくは庭、入口に馬屋が配置され、他に付属屋として蔵を設けていること。周囲に柿・松などの庭木が配置されていること。」という基準に照らしあわせ、阿部武則氏宅のみが重要建物に特定された経緯がある。調査の中では三角伸彦氏宅も江戸時代に遡るとの指摘があり、三角伸彦氏宅が滅失すれば、周囲の景観に与える影響は大きいと考える。重要建物として保護するかはさておき、このまま埋もれさせるのではなく、その価値を多くの人に知ってもらうキッカケをつくり、修理や利活用を通じて、未来に引き継ぐ対策を講じる必要性は十分あると思われる。他にも、地域にとって重要

な物件や、景観形成上重要である物件については、追加の調査を実施して、今後の保存活用について方針を練っておく必要がある。

また、追加選定に際して、山林利用の構成要素として「ゆみきりのホダ場」を特定したが、その際の議論には「ホダ場自体が場所を固定できないもの」であるとして、構成要素化することが危険であるという意見が出た（第1回検討会）。その後、「ゆみきりのホダ場」は鎌倉時代の古文書「沙弥妙覚田畠配分状」によって特定できる中世由来の土地の形状を有する貴重な場所として、特段の保護の措置を講じるべきとして構成要素とした（第2回検討会）が、田染荘小崎の農村景観追加選定の価値付けでは、クヌギ林とホダ場による里山農業が重要とされ、選定基準にも山林に関わるものが挙げられた。

一方、平成25年度には世界農業遺産として、里山農業に関するクヌギ林が高い評価を得ており、文化的景観と世界農業遺産の両側面から、田染荘小崎の里山農業の営みについて、継続した調査を実施し、保護継承に関する方針を立てることが望まれている。

当面の課題としては、現在の里山農業の状況や、利活用される水田の故地の範囲をしっかりと聴取調査し、データを集積しておくことが必要である。

②生物多様性に関する調査【随時】

田染荘小崎の農村景観では、珍しい動植物（いわゆる固有種のようなもの）は少ないが、地形や伝統的に外来種の持ち込みをしなかった事などの要因によって外来種等の流入が少なく、日本古来の生態系が良好な形で維持されていると評価されている。

しかし、水田面の減少に始まり、溜池改修や森林伐採、外来種の人為的持ち込み（ジャンボタニシ、ヒガンバナなど）などが発生しており、生態系に配慮した措置を必ずしも実施できていないわけではない。ただ、これらの状況によって生物多様性に如何なる変化をもたらされたかという点については、調査によってしか把握できないため、継続的な調査を実施し、その結果によっては外来種の除去、保存が望まれる種の保護などの措置を講じる必要がある。

③新しい選定地に関する調査【平成32～33年度】

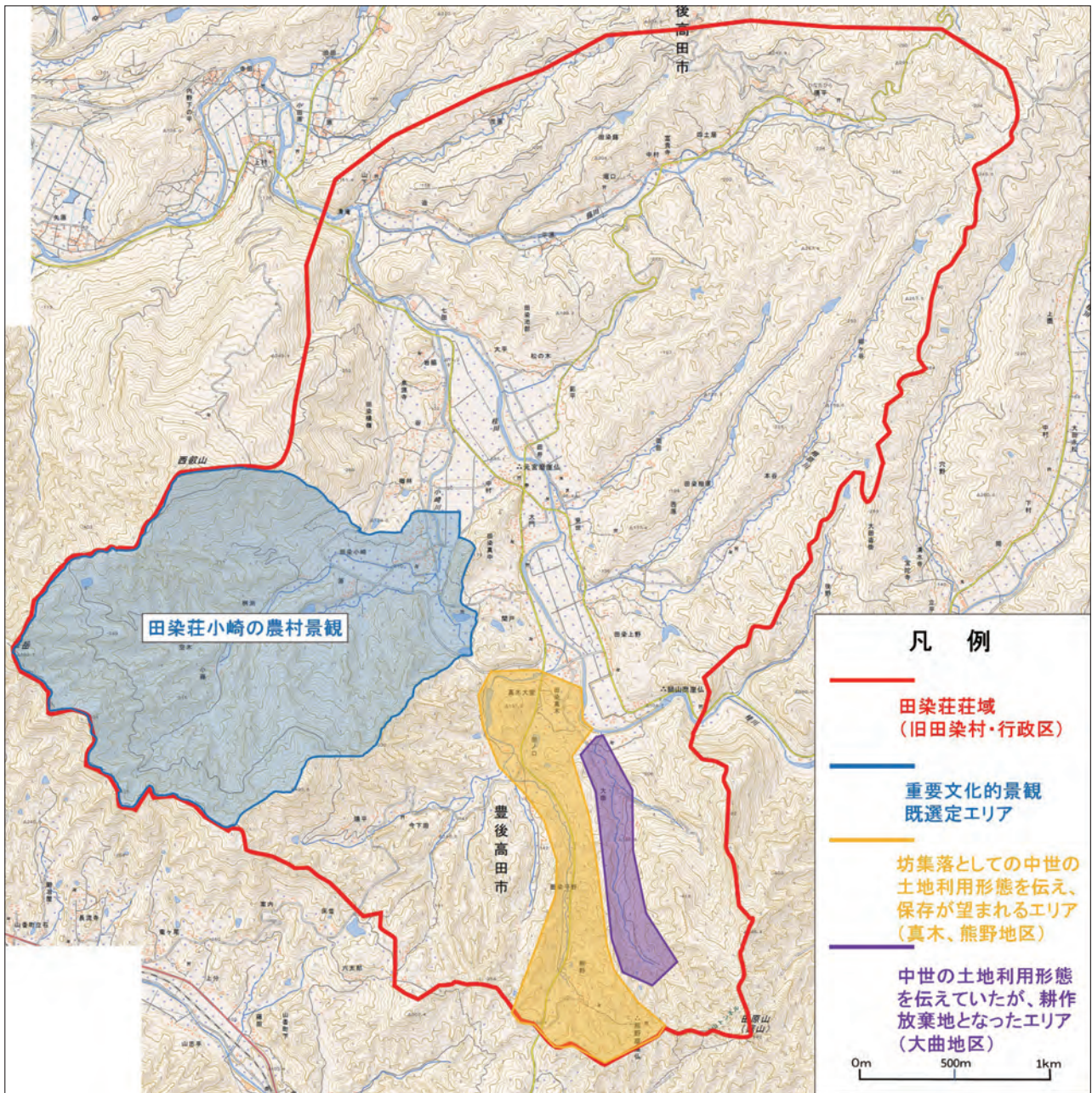
平成19年度から開始された文化的景観保護推進事業によって、景観づくりの取組が成熟していた田染小崎地区を中心とした景観保護区を設定し、田染小崎地区の人々の生活生業に根づく価値について調査を実施し、平成28年度にかけて選定の取組を実施してきたが、田染地区全体（荘域全域）において、中世以来の土地の形状等をいかした農業・信仰などが現在においても伝わっているエリアは他にもある。

六郷満山の坊集落としての景観（居住地や墓地・水利など）を色濃く残す熊野地区・真木地区については、中世から続く水田や江戸時代の茅葺の家屋等の存続している内に保存に向けた取組を開始することが検討会の中でも望まれている（第3回検討会）。当該エリアには熊野磨崖仏や真木大堂などの歴史的遺産が多く、古くから伝わる信仰との関連性でも調査をする必要がある。

また、南北朝時代頃からの開発の歴史が古文書等に見え、集落名から村へと成長していった大曲地区については、保存が望まれつつも、深刻な過疎化によって居住・耕作者がほとんどおらず、平成22年度頃より耕作放棄地になっていたが、平成27年度頃から牛の放牧が開始され、地形の破壊等が問題となっている。この地区も歴史的遺産も多く、これらとあわせて地区の歴史を掘り起こし、その価値

を未来へと引き継ぐための取組を実施したい。

【過去に新たな選定地に関する調査が提言されている範囲】



※国土地理院発行 1/25,000 地形図より作成

(6) 管理に関する計画

①水田や水利に関する管理の計画【随時】

水田や水利に関する普段の管理は地元住民や耕作者が適切に行い、軽微な不具合等が生じた場合は多面的機能支払金等による補修・修理を実施することを原則とする。ただし、田園空間博物館整備事業等によって発生した重大な毀損によって、構成要素の水田等における耕作の継続が危ぶまれる場合は、豊後高田市に相談し、その解決を図るようにする。平成29年度の住民協議によって、堂山地区の水田面の崩落、イゼ・水路の破損等のハード面の状況を把握したので、これらについてはできるだけ早く解決ができるよう取組を実施する。

後継者不足等によって、やむを得ず耕作ができないことが想定される場合は、できるだけ早く豊後高田市に相談し、その解決を図るようにする。後継者不足の問題は、かねてより重要課題として捉えられており、新規就農者のマッチングの強化、営農組織の強化、支援活動の強化などを図りながら、より良い解決を目指すため、豊後高田市教育委員会は農政部局等と定期的な情報共有を実施する。

②山林の利用に関する管理の計画【随時】

山林の管理については、水田と同じく住民や林業従事者によって適切に行うことを原則とするが、利活用の全体像は掴めておらず、伐採・里山農業の両面から今後考えられる問題点について、再度調査を実施する必要がある。

スギ・ヒノキなどの伐採を実施する場合は、景観条例における届出等が必要かどうかの確認を徹底し、森林法などに規定されているように伐採後の植林などを推進する必要がある。豪雨等による災害リスクも考えられ、可能な範囲で所有者・林業従事者にエリア内の状況を随時確認してもらうことも必要になる。

重要文化的景観の構成要素としている場所は、ゆみきりのホダ場の数筆に限られており、中世以来伝えられてきた地形に価値の重きを置いている状況である。里山農業の営みの場として、今後調査が進めば、文化的景観の構成要素化、シイタケ栽培の効率化などに繋がると考えられる。

山林の管理において、大きな問題となっているのが鳥獣害についてである。田染荘小崎に関しては、田園空間博物館整備事業の中で、全市に先駆けて柵を設置してあるが、柵のタイプが古く（針金を組み合わせるタイプで、最近設置されている溶接タイプと比べると強度が弱い）、シカ・イノシシの害が増加する中で壊されてしまうケースが多く発生している。鳥獣害対策については、全市的に取り組んでいる問題でもあるが、被害の程度や整備の必要性等については、定期的な地元との情報共有によって決定する必要がある。

(7) 回遊計画・動線計画

全体計画に示した通り、重要文化的景観選定エリアは、東側の1次選定範囲からは、田染横嶺地区・田染真中地区・田染真木地区にそれぞれ抜ける道がある。西側の追加選定範囲では、空木地区において急坂・細道があり、一般の乗用車でも登れない場合がある。空木地区の最奥地より小田原地区・陽平地区に抜ける林道がつくられているが、未舗装で道幅が狭く、倒木・落石も多いため、一般の乗用車では通行は困難である。「都市計画マスタープラン」の長期計画では、この林道の整備が課題の1つに挙げられている。

東側の比較的平地の個所では、コンクリート舗装がなされる道は一般の乗用車による通行が可能である。水田景観が残る範囲で、土舗装がなされる道においても、一般の乗用車で乗り入れることはできるが、道幅が狭く離合が難しい上に、路面の土が少しずつ抉れる状況にある為、農繁期の乗入を控えるよう告知をし、流れ出た土の定期的な補修が必要である。

遊歩道についても同様で、夕日岩屋登り口では、急峻な岩山の上から水が流れ込み、土舗装の遊歩道が抉れてしまう状況にあるため、定期的な補修により快適な観覧環境を維持する必要がある。同じく奥愛宕社の遊歩道は、人1人が渡れるほどのコンクリート製の道を造っているが、近年での劣化が多く、危険個所等も発生しているため、早急な補修が必要である。

動線のための誘導看板も整備する必要がある。1次選定の範囲には田園空間博物館整備事業時に設置された木製の看板が設置されていたが、最近では劣化がひどく、腐って倒れてしまうものも多いため、随時更新がなされている(通常の形状の看板に更新されている)。豊後高田市では観光・文化財関わらず、理由がなければ、板面は景観に配慮した茶色で統一しており、誘導看板についても同様に茶色のものを設置する。

ウォーキング・トレッキングで訪れる人のための道標としての標柱も立っているが、表示面は濃いこげ茶色で、標柱全体に木目のシールを施してあるなど、景観に配慮したものになっている。

(8) 案内板・拠点施設に関する計画

重要文化的景観選定エリアにおいては、田園空間博物館整備事業による説明看板(平成11年度～)が設置されてきた経過があるが、規格が古く(白い看板面など)景観に配慮できていないという点や、内容が古く(重要文化的景観などによる新たな知見がなかったり、誤字や内容の誤りがある)重要文化的景観における価値等が十分に伝わらない点から、規格・内容を更新したり、新規設置によって重要文化的景観の価値が来訪者によく分かるように整備していく【平成29～31年度】。

文化的景観保護推進事業によって既に設置・更新した個所として、ほたるのやかた周辺(全体MAP)、夕日岩屋登り口、旧古代公園(更新)、阿部武則氏宅、延寿寺(更新)、ゆみきりのホダ場、奥愛宕社(更新)、空木池の9箇所であり、今後の設置・更新が必要な個所として、雨引神社(更新)、愛宕社、三嶋社、田染氏居館跡の空堀・土塁などが挙げられている。

田園空間博物館整備事業の誘導看板の多くが劣化しており、読み取ることが難しくなっていることから、誘導看板も必要に応じて補修・再設置を行う必要がある。また、岩の名称を示した小看板が日焼けによってひび割れしているため、補修を実施する必要がある。

また、荘園村落遺跡の古文書地名の比定地を示す石柱(中世地名石柱)は、文化的景観保護推進事業で設置したものである。荘園時代から続く地名(荘園地名)の理解により、文化的景観の価値をより実感できるものであり、荘園地名は可視化・普及啓発を進める必要がある。1次選定時に、屋敷地を中心に石柱(地名+年号+古文書名を記す)を設置しており、追加選定範囲においても同様の石柱を設置することを計画している。

既設置箇所は1次選定範囲のほぼ全域を網羅しており、かとのいやしき、為信屋敷、おさきのミすみはたけ、尾崎屋敷、おさきのミたうその、尾崎屋敷土塁及び石造物、ヒガシ、飯塚屋敷、田染家古墓、フロノモトイゼ、赤迫イゼ、雨引新田の12箇所であり、今後は2次選定範囲の山之口、キレイケ、愛宕大権現、ゆみきり、地藏堂、空木、尾藤名、山神(三嶋社)などに設置する予定にしている【平成

30～31年度】。

拠点施設「ほたるのやかた」は、田園空間博物館整備事業によって、平成17年度に建てられた施設で、開設当初は常駐職員を置いて、ビジターセンターとしての機能を持たせてあったが、諸般の事情で臨時（イベント時等のみ）の開館となってしまうている。平成28年度には豊後高田市が大分県より施設の移譲を受けており、豊後高田市による整備・改変等が可能になった。平成28年度にはガイダンス用のパネルを設置し、閉館時にも重要文化的景観の内容が理解できるようにしたが、今後は当該施設の利活用を更に推進し、当該地域の観光・ガイダンス等の拠点としていきたい。

【サイン計画（1次選定範囲）】

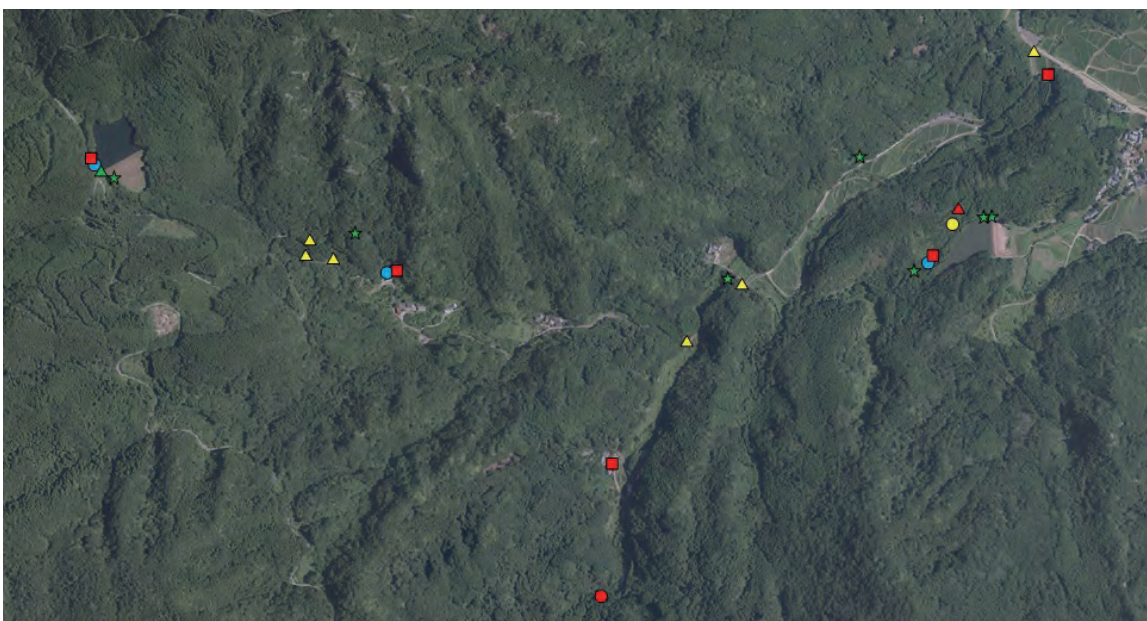
凡例：●説明看板 ■中世地名石柱 ▲誘導看板 ★その他のサイン

青 文化的景観の事業で既設置 赤 文化的景観の事業で要設置

黄 要更新（内容・構造が古い） 白 要撤去（不要・景観阻害） 緑 他事業・他団体の設置



【サイン計画（追加選定範囲）】





説明看板の例



中世地名石柱の例

(9) 構成要素の活用に関する計画【随時】

重要文化的景観の構成要素は公開活用することで、住民や来訪者の満足度や理解度を高めていく必要がある。

田染荘小崎では、重要文化的景観選定以前より、中世以来の良好な形状を維持する水田を活用したイベントを開催している。毎年6月には御田植祭、10月には収穫祭を開催し、早乙女・田植男姿の地元住民・観光客等と一緒に農作業をすることで、田染荘小崎の景観や農村文化に触れる機会となっている。近年では農閑期に水田を使ったライトアップ「千年のきらめき」を開催しており、多くのボランティアによってペットボタルの設置・撤去作業が実施されている。これらの取組は地域の目玉となっており、他地域との差別化を図り、交流人口増加の機会にも繋がっているため、今後も継続する。

重要建物である阿部武則氏宅の馬屋は、農機具展示館として活用されている。馬屋であるため、普段から自由に見学することができるが、現段階では農機具の名前と用途を示したキャプションがあるだけなので、農機具の使用方法などをもう少し詳しく解説する必要がある。阿部武則氏宅を含め、多くの家屋が空家となっていく状況もある一方で、農泊に活用したいという話も出てきており、重要建物を利活用してもらえようようなマッチングを推進する。



千年のきらめきの様子



阿部武則氏宅

(10) 普及啓発・情報発信に関する計画【常時】

田染荘小崎の農村景観における重要文化的景観の価値等について普及啓発を図るため、平成28年度に小冊子版の詳説パンフレットを作成し、現地及びウェブ上での配布を行っている。また、平成28年度より「中世の村『田染荘小崎』を歩く」と題し、市のホームページ上で重要文化的景観について解

説するコラムを連載している。これらの取組によって、多くの構成要素の情報を得ることができるようになった。

しかし、パンフレットでは各構成要素の概要等についてまとめたにとどまっており、ホームページのコラムの更新速度には限界があり、刻一刻と変化する田染荘小崎の農村景観の魅力や、個別の構成要素の調査結果、文化的景観の保存と活用に関する事項を即時的に発信できないことが課題に挙げられていたため、平成 29 年度の文化的景観保護推進事業において、田染荘の特設ホームページを開設し、更なる普及啓発・情報発信に努めていく。

田染荘小崎には博物館施設等がなく、田園空間を博物館に見立てて、実見することで理解を深める仕掛けになっているが、現実には各構成要素への動線が整備されておらず、重要文化的景観においての価値付け等に関する解説を受けることができないため、ガイドなどを伴わない観光客の理解度はあまり高くないと推測される。

そこで、特設ホームページにはスマートフォンなどの端末から閲覧でき、位置情報によって構成要素へのルートを検索する機能を設け、博物館施設等に代わって、来訪者に重要文化的景観の構成要素等の位置・内容について解説できるように整備した（URL：<https://tashibunoshou.com>）。

付属するサイトとして、「田染荘で撮りましょう」という写真投稿ページを作成しており、これを活用することで即時的・多視点的な情報発信が実現するほか、今まで収集できていなかった観光客の動向の把握にも役立つと思われる。

この新しいツールを利用して、田染荘小崎の農村景観について、よりよい PR・普及啓発を実施することができるようになるため、その利用促進事業を継続的に実施する。

ホームページ内での市の独自の取組で、観光客等が投稿した写真によってエリア内のMAPを構成するコーナーを設けており、ホームページの更新速度を高め、情報の即時性を高める効果を期待している。

平成 29 年度の取組で、文化的景観のエンブレムも作成しており、エンブレムを活用した情報発信も実施する。説明看板・ホームページ等のデザインにエンブレムを組み込み、民間レベルでも様々なところに活用してもらえるよう呼びかけを行う。エンブレムの運用方法については、文化庁の支持を仰ぎながらレギュレーションを設定し、文化的景観の普及啓発・情報発信の内容として適するものにエンブレムのデータ等を提供するようにする。

また、世界農業遺産（GIAHS）でもシンボルマークを制作しているため、両方併せて利用してもらえるように、関係部署等との連携を行いながらエンブレムの普及に努めていく。



重要文化的景観のエンブレム



田染荘特設ホームページ

(11) 次世代の担い手となる人づくりに関する計画【随時】

田染荘小崎では、人口減少及び農業従事者の高齢化が深刻な問題となっており、移住者・新規就農者を含めた次世代の担い手づくりを推進する必要がある。

近年、豊後高田市では定住対策を重点的に取り組んできた経過があり、田染地区全体において「千年の時を刻む 心いやす郷づくり推進事業（地域活力創造課が中心となり、農政部局・文化財部局もそれぞれ分担して事業にあたっている）」を打ち出して、重要文化的景観・世界農業遺産を地域の“売り”の中心に据えている。

また、学校教育課・小中学校との連携により実施する「郷土の歴史文化」出前講座や、毎年 8 月に実施する小学生児童による豊後高田市の文化財・史跡探訪研修において、田染荘小崎の農村景観については、重点的に取り上げる内容となっている。また、平成 26 年度には学習用 DVD を作成しており、市内小中学校での活用がなされている。これからも引き続き市内小中学校が田染荘小崎の農村景観に関する内容を学び、将来郷土の誇りとしてもらえるような学習プログラムを推進していく。



出前講座のイメージ



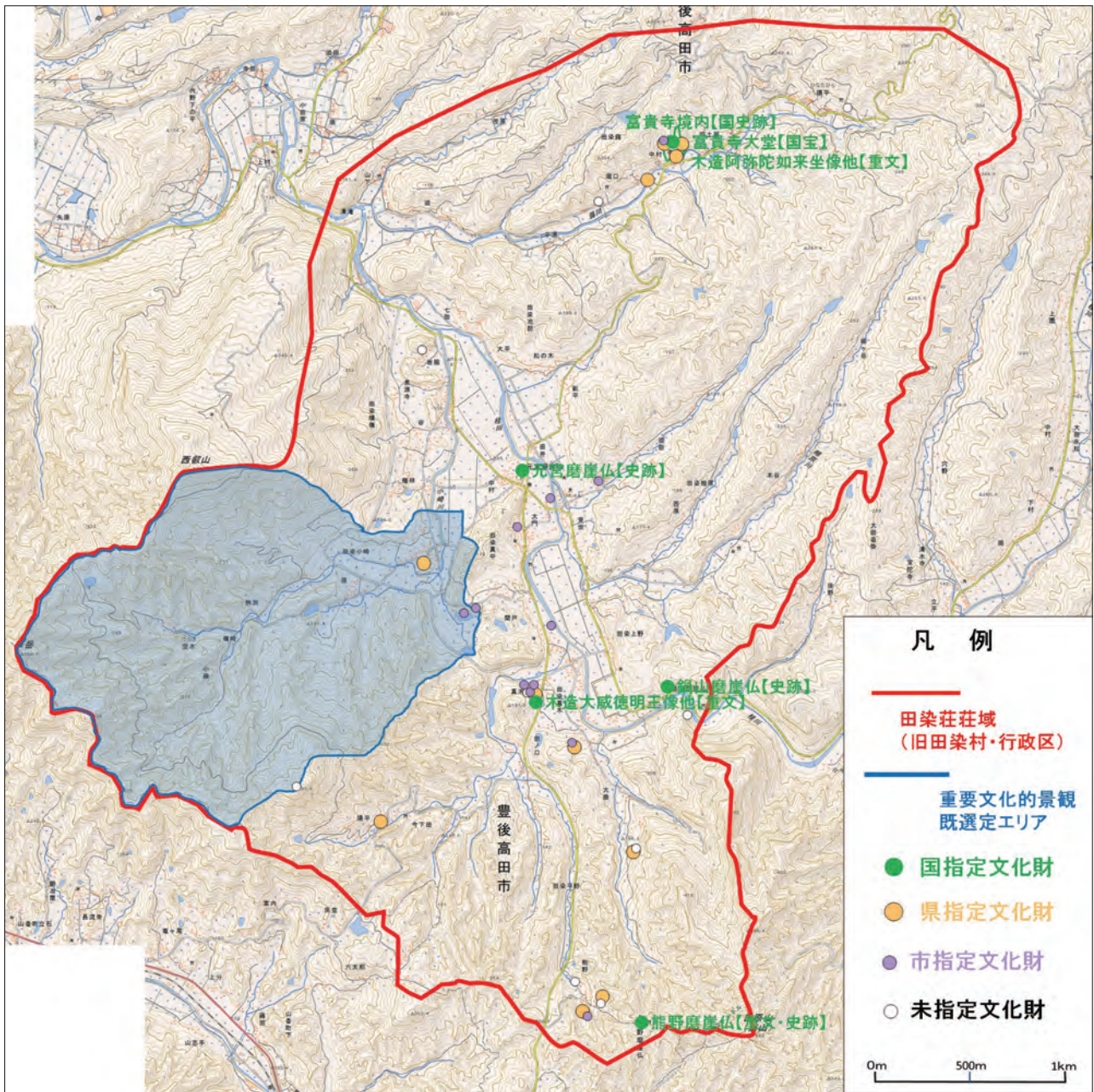
世界農業遺産中学生サミットの様子

(12) 広域的な活用に関する計画【随時】

田染荘エリア内には、重要文化的景観だけでなく、国宝【1件】、重要文化財【12点】、史跡【4箇所】があり、県指定文化財は 14 件、市指定文化財は 14 件がある。また、これまでの調査や今後の調査を踏まえて新たに指定すべき物件も存在すると考えられる（例として、平成 29～30 年度にかけて「田染耶馬名勝調査」を国庫補助事業で実施している）。田染荘にまつわる様々な歴史や文化をより体感するために、各地域の文化財を周遊できるような仕掛けづくりを実施していく。

先述の特設ホームページも広域的な活用に役立てていきたい。特設ホームページでは、市独自の取組で、文化財の位置情報を付した文化財解説ページを荘域全体に配置してある。これにより、田染荘小崎の農村景観を訪れた人に、周辺の文化財情報を提示し、地域全体の周遊性が高まることが期待できる。

【田染荘荘域内の文化財分布図】



※国土地理院発行 1/25,000 地形図より作成

6 関連部局との連携による景観保護

重要文化的関係の保護については、文化財部局による整備事業だけでなく、豊後高田市の各課連携の下で取り組む必要がある。前段で定めた基本理念を実現するには、特に景観部局、農政部局、建設部局、観光部局、地域活性化部局、教育部局と連携しながら文化的景観保護推進事業の整備を実施しなければならない。

(1) 景観部局

重要文化的景観「田染荘小崎の農村景観」エリア内において開発行為等が実施される前に「豊後高田市田染荘小崎景観づくり条例（以下、景観条例）」に基づき、工事の実施主体からの届出等を受けているのは、景観部局（現 企画情報課）である。

☆景観条例運用に関する情報とビジョンの共有

整備計画でも挙げられた通り、田染荘小崎における景観形成には多くの課題があり、重要建物や景観構成要素の建物に関する調査、家屋等の建て替え等において、相互に情報共有を行いながらガイドラインを作成し、今後田染荘小崎の景観形成に係るビジョンの共有を行う必要がある。

居住地・水田・山林・河川等の修景に関しては、農政部局・建設部局・地域活性化部局・環境部局との情報共有を行い、実施方法や景観・生態系にかかる影響について協議をする必要がある。

(2) 農政部局

重要文化的景観「田染荘小崎の農村景観」エリアにおける最も重要な構成要素である水田をはじめ、水路・イゼ・溜池等の維持管理等については農政部局が業務にあたっている。農作物に関すること、地域のブランド化に関することは、現農業ブランド推進課が、農地に関すること、鳥獣害などに関することは、現耕地林業課が担当している。

☆田染荘小崎の農業振興の支援

重要文化的景観エリア内においては、平成 11 年に荘園の里推進委員会が結成され、翌 12 年よりオーナー制度や御田植祭などのイベントを通じて地域振興を行っている。平成 13 年度よりは田園空間博物館整備事業（以下、田空）により、水田の形状を維持したままで機械化等に対応した水田の整備等を実施している（田空による整備には特殊なものも多く、その効果や補修・部分的変更の必要性について、検討を加えていく必要がある）。また、荘園米のブランド化、商品作物（マコモ、シイタケなど）の生産強化の取組を実施し、生産者の収入向上などにも取り組んでいる。

平成 25 年度には国東半島エリアが世界農業遺産にも認定されたが、豊後高田市では田染荘小崎をコアサイトに位置づけ、様々な取組を実施している。中でも平成 28 年度からはエリア内の水田をするライトアップ「千年のきらめき」を開始し、冬期の交流人口増加に大きな効果をもたらしている。

☆世界農業遺産でも評価された山林利用の維持・継承

重要文化的景観の追加選定エリアでは、多くの水田の故地を利用した林業（クヌギ林・ホダ場によるシイタケ栽培）が行われているが、田染荘小崎地区に残る特異な山林利用の形態として、これらをどのように維持・継承していくかという問題に取り組んでいく必要がある。ハード・ソフトの両面から情報収集を行い、単なる休閒地として林業利用されている山林について、その価値の普及啓発と維持に係わる取組を協力して始動させる必要がある。

☆後継者の育成等について

後継者の育成、農業従事者のマッチングについても、ハード・ソフトの両面から整備を進めていくことが必要であることは、農業ブランド推進課や地元との協議の中でも出てきた課題である。

特に稲作の後継者を見つけることは、今までの経過を見ても容易ではなく、深刻な高齢化によって営農組合が機能していない田染荘小崎においては、集落営農（もしくはそのエリアをより拡大させたもの）や、組織的な営農を確立させる仕組みづくりから開始して、中長期的に取組を継続していかなくてはならない。

（３）建設部局

重要文化的景観「田染荘小崎の農村景観」エリア内における河川・道路等の管理等については建設部局（現 建設課）が業務にあたっている。

関連計画である「豊後高田市都市計画マスタープラン」では、田染地区は都市計画範囲ではないものの、ハイキングコース・アクセス道の整備検討や、景観・自然環境の保全なども内容に含まれている。

また、重要文化的景観エリア内には、岩石や急傾斜などの土砂災害などの恐れのある地区が多く、大雨・地震等の様々な災害リスクに備えなくてはならない。

（４）観光部局

重要文化的景観「田染荘小崎の農村景観」は、田染地区における新たな観光地として定着してきている。しかし、既存の周遊ルートに入るまでは浸透しておらず、旅行会社等への売り込みを継続していく必要がある。また、拠点施設である「ほたるのやかた」に常駐職員等はおらず、観光客の理解度向上が難しく、観光消費に乏しいことが最大の課題である。

エリア内で飲食業等をはじめめる例も増えており、それらの取組を支援することで更なる経済効果を呼び込みたい。

（５）地域活性化部局

地域活性化部局（現 地域活力創造課）では、農村地区の移住促進・集落支援に力を入れている。豊後高田市は「住みたい田舎」として高い評価を受けており、市全体では移住者も着実に増えてきている。田染地区全域を対象に、地域づくり・集落支援等の事業をパッケージ化した「千年の時を刻む心いやす郷づくり」を推進しており、後継者のマッチングや集落支援による山林の管理等のメニューを実施している。

(6) 教育部局

市内小中学校及び高等学校における地域学習の素材として重要文化的景観「田染荘小崎の農村景観」を活用する。歴史学習はもちろんのこと、自然学習・農業体験などを交えた複合的な内容を学ぶプログラムを設定する。

地域の児童生徒が、田染荘小崎の農村景観を郷土の誇りとして捉えられるような地域学習を行い、地域の未来を担う人材を育成する。

(7) 大分県の機関など

田染荘小崎の農村景観を活用した様々な事業を実施するのは、大分県の各機関も同様である。以前も大分県北部振興局（農政関連）や豊後高田土木事務所が事業主体となる整備も行われている。これらの事業に関しても、他部局との連携を図るように、情報共有等を行いながら、相互に調和の取れた事業を展開していく必要がある。

県主体の事業には大規模な土木事業も含まれるため、景観・生態系については、エリア周辺も含め、特に気をつけておく必要がある（例：真中地区のツ岡溜池は、重要文化財的景観選定エリア外だが、周辺で見られる珍しいトンボ等の発生域となっており、改修等を行う場合には特段の配慮が必要である）。

7 事業計画表

基本方針	取組の分類	事業名	実施主体	年度スケジュール										備考						
				H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39							
構成要素等の保存管理及び活用	届出・報告	構成要素についての届出・報告の徹底	市																	
		景観条例の運用の徹底	市																	
	構成要素等の修理	茅場堂の復旧	市		↑															
		水田271・タタライゼ修理	市		↑															
		奥愛宕社参道の修復	市			↑														
		奥愛宕社本殿修理	所有者			↑														
		延寿寺土塁状遺構修理	所有者			↑														
		愛宕社本殿修理	所有者			↑														
		構成要素毀損時の修理・維持	市/所有者			↑														
		新たな構成要素の特定	市			↑														
調査	生物多様性に関する調査	市																		
	新しい選定地に関する調査	市																		
管理	水田・水利に関する管理	山林利用に関する管理	所有者																	
		山林利用に関する管理	所有者																	
	構成要素に関する記録作成	基本設計	市			↑														
		景観形成のビジョン共有	市			↑														
景観形成ガイドライン作成とビジョンの共有	景観形成のビジョン・ガイドライン作成	景観形成ガイドライン作成	市			↑														
		地元協議への継続的参加	市			↑														
	修景	延寿寺土塁状遺構修景	所有者																	
		看板等の撤去等	市																	
		支障木等の伐採	市/所有者																	
		視点場の整備	市																	
		必要な構成要素・景観構成要素の修景	市/所有者																	
		新規就農者支援	市																	
		集落営農・営農団体の検討	市																	
		千年の時を刻む心いやす里づくり事業	市																	
未来へ引き継ぐ次世代の育成	定住対策	その他の定住対策	市																	
		小中学生向けの出前講座等	市																	
教育普及	市民向けの講座等	世界農業遺産との連携事業	市/団体																	
		伝統文化の体験・継承事業	市/団体																	
	耕継光振興の施策	動線の確保（林道などの維持）	市																	
		説明看板・誘導看板の設置	市																	
取組を継続させる資金づくり	農産振興の施策	ホームページを活用したガイドダンス	市																	
		中世地名石柱の設置	市																	
		イベントへの支援	市																	
		庄園オーナー制度の継続	市/団体																	
		庄園米のブランド化推進	市/団体																	
		商品作物の栽培奨励	市/団体																	

8 実施体制

整備事業の実施にあたっては、学識経験者・地域関係者等によって構成される「田染荘小崎の農村景観検討会」により、その効果や手法について協議し、より良い方法での実施を行う。必要に応じて検討会外の学識経験者等の知見をもって、検討会内の審議を円滑に進めることもある。

また、同検討会では、実施する整備事業に関連する庁内各課の意見も集約し、文化的景観保護推進事業が円滑に実施できるようにする。

①目的

重要文化的景観のエリア内で実施される構成要素の修理、修景の事業に際して、文化的景観の保護に資するものであるかを協議するため。

②委員の構成

学識経験者、地域関係者（耕作者代表として荘園の里推進委員会委員長や田染小崎地区自治委員【水利組合を兼ねる】、豊後高田市文化財保護審議会委員を含む）

③事務局

豊後高田市教育庁文化財室

田染莊小崎の農村景観 文化的景観整備計画

発行日	平成30年 3月22日
編集	豊後高田市教育庁文化財室
発行	豊後高田市教育委員会 〒872-1101 大分県豊後高田市中真玉2144番地12
印刷	有限会社 宗印刷所 〒872-1105 大分県豊後高田市西真玉2281番地1

重要文化的景観
「田染荘小崎の農村景観」
整備計画

発行：大分県豊後高田市

発行日：平成30年3月